

秋田市環境基本計画

～人にも地球にもやさしいあきた～

(案)

平成29年8月

秋田市

<目 次>

	(ページ)
第1章 計画の基本的な考え方 -----	1
1 計画策定の背景-----	2
2 計画策定の目的-----	3
3 計画の位置づけ-----	4
4 計画の対象-----	5
(1) 対象地域-----	5
(2) 環境の分野および項目-----	5
(3) 計画の期間-----	5
(4) 計画の推進主体-----	6
第2章 秋田市の概要 -----	7
1 市勢および人口-----	8
(1) 市勢および沿革-----	8
(2) 人口-----	8
2 地理、気候、産業等-----	9
(1) 地理-----	9
(2) 気候-----	9
(3) 産業の動向-----	10
第3章 環境の現状と課題 -----	11
1 低炭素社会の構築-----	12
2 循環型社会の構築-----	15
3 安全な生活環境の確保-----	19
4 自然共生社会の構築-----	22
5 協働による環境保全の取組-----	27
第4章 秋田市がめざす望ましい環境像 -----	29
1 望ましい環境像-----	30
2 基本目標-----	30
3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）-----	32

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開	33
1 環境分野と基本目標	36
環境分野1 低炭素社会の構築	36
(1) 地球温暖化対策の推進	38
(2) 持続可能なエネルギー利用への転換	41
環境分野2 循環型社会の構築	44
(1) 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環	46
(2) 廃棄物の適正処分の推進	48
環境分野3 安全な生活環境の確保	50
(1) 大気環境の保全	52
(2) 水環境の保全	54
(3) その他の生活環境の保全	56
環境分野4 自然共生社会の構築	58
(1) 自然環境の保全と活用	60
(2) 自然とのふれあいの促進	62
(3) 生物多様性の保全	64
環境分野5 協働による環境保全の取組	66
(1) 環境教育・環境学習の推進	68
(2) 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進	70
(3) 地域に根ざした環境共生スタイルの推進	72
2 分野横断的取組	74
(1) 4つの分野横断的取組(再掲)	74
第6章 環境配慮行動	79
1 市民の環境配慮行動	81
(1) 基本目標1	81
(2) 基本目標2	83
(3) 基本目標3	85
(4) 基本目標4	86
(5) 基本目標5	87
2 事業者の環境配慮行動	89
(1) 基本目標1	89
(2) 基本目標2	91
(3) 基本目標3	92
(4) 基本目標4	93
(5) 基本目標5	94

第7章 計画を推進するための仕組み	95
1 推進体制	96
(1) 市の推進体制	97
(2) 秋田市環境審議会	97
(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備	97
(4) 広域的な連携の強化	97
2 進行管理	98
(1) 施策の整合性の確保	99
(2) 環境目標・指標の設定および活用	99
(3) 年次報告書の作成・公表	99
(4) 改善・見直し	99

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）を平成11（1999）年3月に制定し、環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、秋田市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を平成13（2001）年3月に策定しました。

その後、県都400年を迎えた平成16（2004）年を本市の環境都市元年と位置づけ、広く内外に向け宣言した環境都市あきた宣言や平成17（2005）年1月の河辺町および雄和町との合併による市域の拡大などにより平成19（2007）年3月に、その後、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に伴う資源・エネルギー問題の見直しなどにより平成24（2012）年3月に、それぞれ本計画を改定し、環境の保全および創造に関する施策を着実に推進してきました。

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然が、伝統に育まれた歴史的・文化的環境と調和しながら、四季の移り変わりが鮮やかに感じられる美しいまちとして、良好な環境によるまちづくりを展開してきた結果、秋田市らしい恵み豊かな環境が保たれているといえます。

しかし、その一方で、世界に目を向けると、地球温暖化問題をはじめ、人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生してきており、先進国などでの大量消費による資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化などが、地球規模での環境問題として顕在化している状況です。また、国内では、化学物質等による環境汚染にとどまらず、日常生活に起因する環境への負荷や廃棄物問題、外来生物による在来生物への影響など、環境に関する問題は多様かつ複雑化し、本市への影響も懸念されています。

これらの環境問題は、利便性を追求したライフスタイルの変化や大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などに起因しており、この問題を解決するためには、私たち一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す心掛けが必要であるとともに、市、事業者および市民が情報の共有化を図るなど共通の認識に立ちながら協働で環境の保全および創造に関する問題に取り組んでいくことが求められています。

環境行政を取り巻く状況に関して、国においては、平成24年4月に第四次環境基本計画が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の考え方として「循環型社会」「自然共生型社会」および「低炭素社会」にその基盤となる「安全が確保される社会」が追加されました。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、また、先人から受け継いだ恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、私たち一人ひとりが環境に関する様々な取組を行っていく必要があります、その積み重ねが本市の将来を築いていくこととなります。

2 計画策定の目的

本市では、市、事業者および市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる環境基本条例を制定するとともに、環境都市あきた宣言を行いました。

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境基本条例第3条で定めた4つの基本理念および環境都市あきた宣言で示された理念の具体化を図っていくことを目的とします。

●秋田市環境基本条例の基本理念

(基本理念)

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

●環境都市あきた宣言の理念

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとくとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

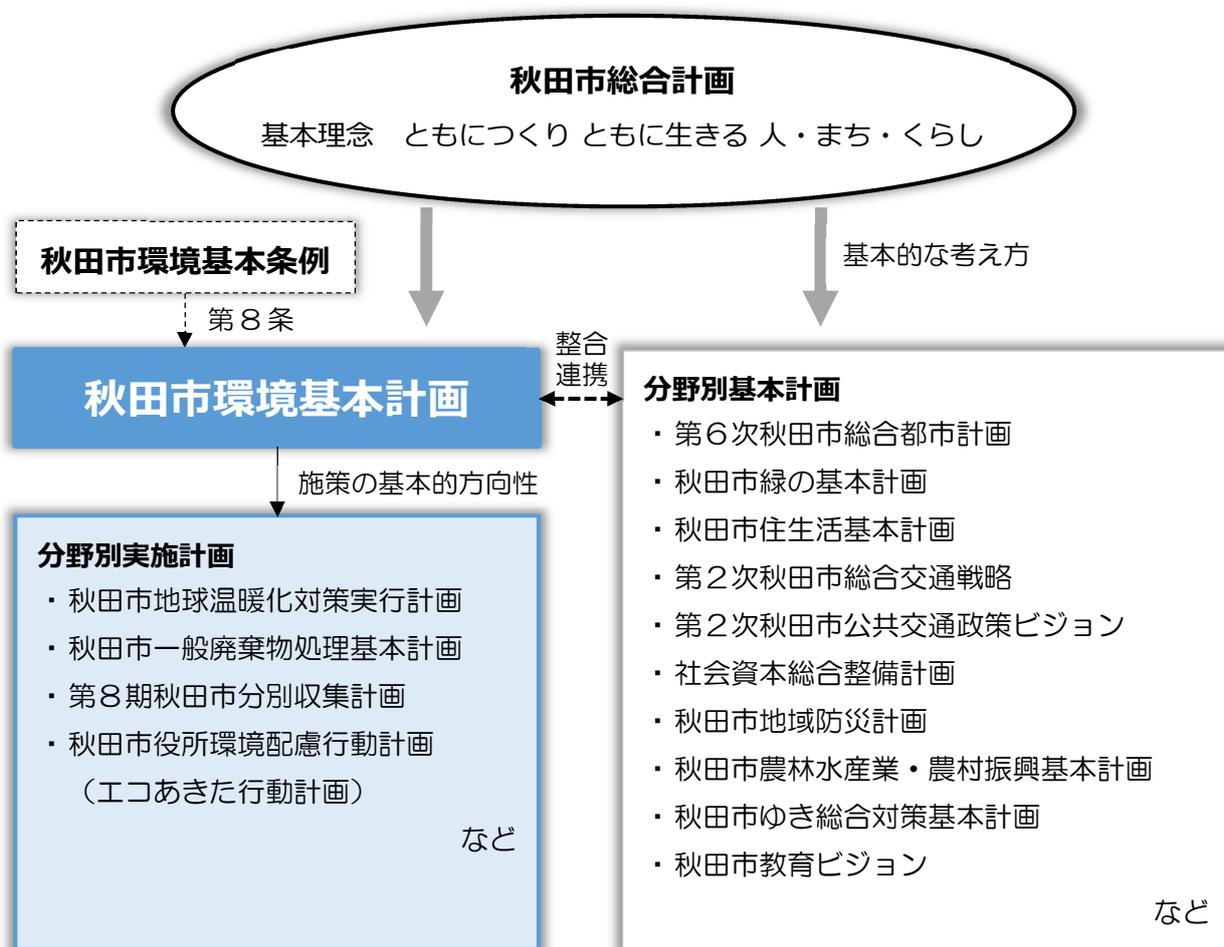
3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、環境の保全および創造に関する基本的な計画です。

また、環境の保全および創造に関する長期的な目標と施策の方向を示すことにより、市、事業者および市民による取組の指針を提供するとともに、環境分野の関連計画に対し施策の基本的方向性を与える役割を担います。

さらに、本計画に基づく環境の保全および創造に向けた施策を推進していくことで、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を環境面から実現していく役割を担います。

●秋田市環境基本計画の位置づけ



なお、本計画において定める長期的目標（望ましい環境像・基本目標）に沿って施策を推進するため、関連する分野別基本計画との連携・整合を図ります。また、分野別実施計画に基づき、環境施策の推進および進行管理を行います。

4 計画の対象

(1) 対象地域

本計画では、秋田市全域を対象範囲としますが、より広域的な観点からの取組が必要となる場合には、国、秋田県および関係する地方公共団体との関連も考慮します。

(2) 環境の分野および項目

本計画の対象とする環境の範囲は、環境都市あきた宣言の理念に基づき、私たちを取り巻く生活環境と自然共生社会、それらを支える低炭素社会および環境への負荷が低減される循環型社会、さらには、環境の保全と創造を推進するために協働の取組を行っていく必要があることから、以下のとおり、5つの環境分野を設定します。また、環境分野を構成する要素として環境項目を整理しています。ただし、環境項目については、これを限定的に捉えるのではなく、新たな項目が生じた場合には適切に対応していくこととします。

●環境の分野および項目

	環境分野	環境項目
1	低炭素社会の構築 に関すること	地球温暖化対策の推進／持続可能なエネルギー利用への転換
2	循環型社会の構築 に関すること	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環／廃棄物の適正処理の推進
3	安全な生活環境の確保 に関すること	大気環境の保全／水環境の保全／その他の生活環境の保全
4	自然共生社会の構築 に関すること	自然環境の保全と活用／自然とのふれあいの促進／生物多様性の保全
5	協働による環境保全 の取組に関すること	環境教育・環境学習の推進／自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進／地域に根ざした環境共生スタイルの推進

(3) 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画の期間を平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

なお、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の推進主体

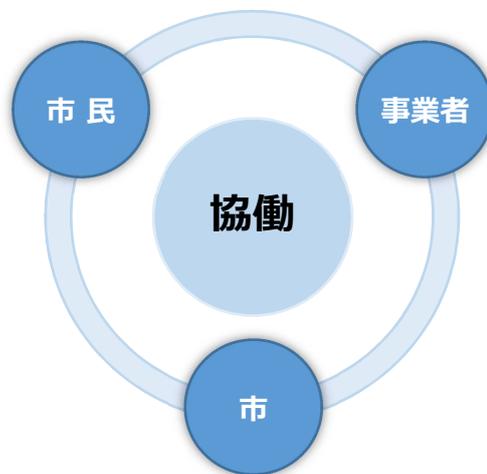
本計画の推進主体は、市、事業者および市民とします。

本計画に基づく施策を効果的に推進するために、市、事業者および市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすとともに、協働による取組を推進するものとします。

なお、市民は、市内に住んでいる人や市民団体はもちろんのこと、市内で働き、学ぶ人々、市内を訪れる人々も含まれます。

また、事業者は、市内で事業活動を行う事業者や事業者団体、公益法人、NPOなど事業活動を行う法人を含みます。

●計画の推進主体



ア 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に実施していくものとします。

また、自らの事務事業に伴う環境への負荷を低減するように率先して努めるとともに、事業者および市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、秋田県および関係する地方公共団体と連携して取り組むこととします。

イ 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷を低減するよう努めるものとします。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、良好な環境の保全と創造に関する自主的な取組に努めるものとします。

ウ 市民の役割

日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。

第2章

秋田市の概要

1 市勢および人口

(1) 市勢および沿革

秋田市は、歴史ある県都として、秋田県の人口、県内総生産ともに約3分の1を占める、秋田県内および北東北の拠点中核都市です。

秋田市の歴史を振り返ると、中世以降、全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。慶長9（1604）年には、現在の千秋公園に久保田城が築城され、今日を中心市街地の原型となる城下町が建設されました。

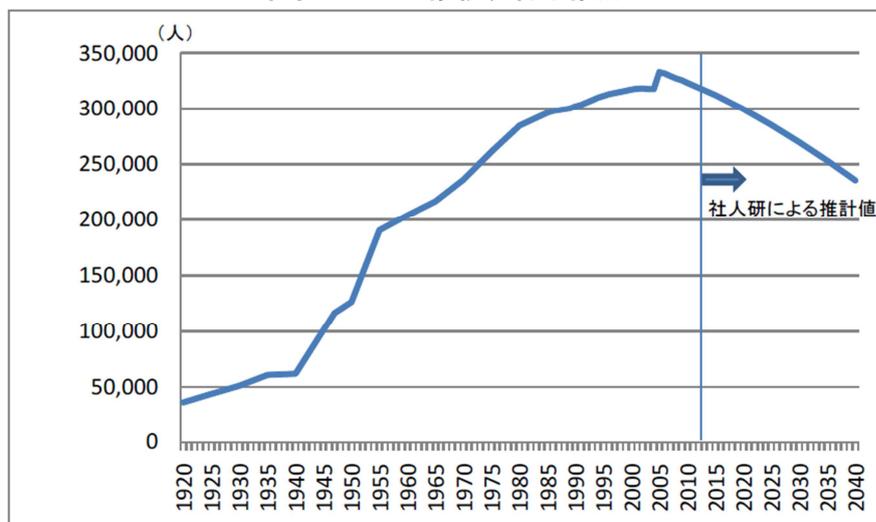
明治22（1889）年に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする高速交通体系の整備などにより、発展を遂げました。さらに、平成9（1997）年に「中核市」に移行、平成17（2005）年には旧河辺町および旧雄和町と合併し、現在の市域となっています。

(2) 人口

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、平成15（2003）年には減少に転じています。

平成17年には河辺町および雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、現在は32万人を切る状態となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成52（2040）年には、約23万5千人（平成22（2010）年から約27%減少）になると推計されています。

●本市の人口の推移、将来推計



資料：秋田市人口ビジョン

2 地理、気候、産業等

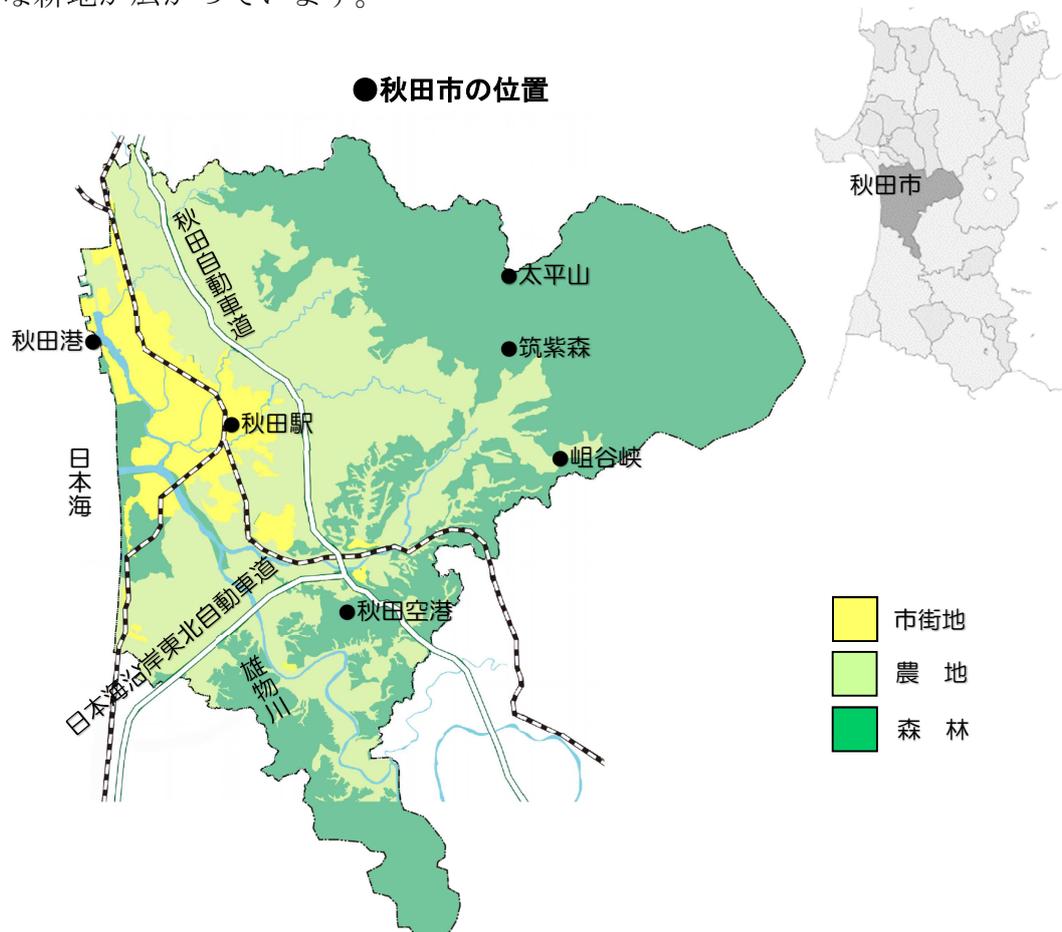
(1) 地理

本市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央部に位置しており、906.07km²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.6mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmの範囲には、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。



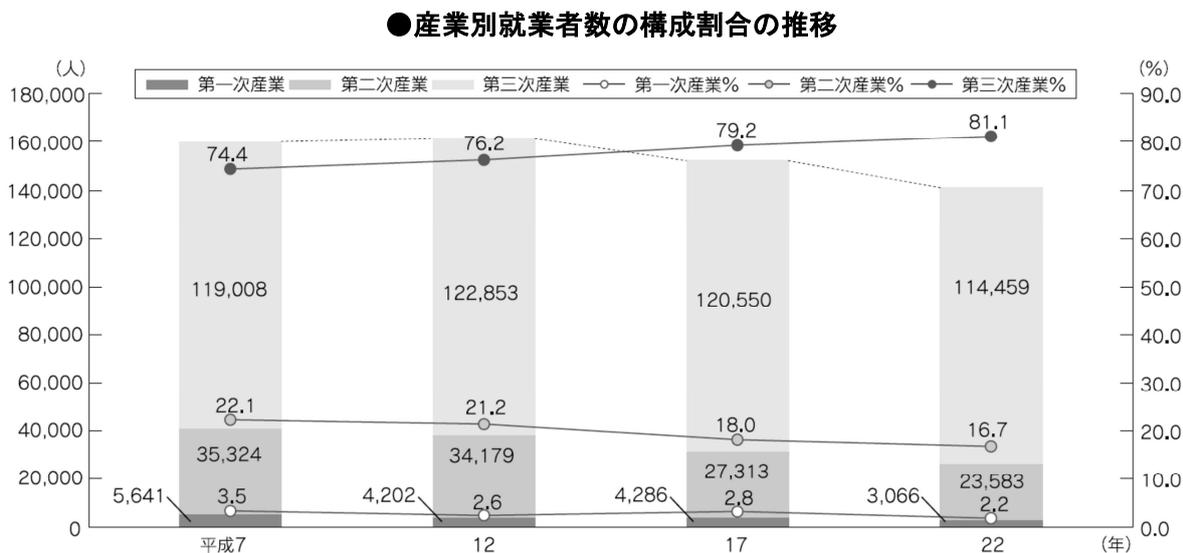
(2) 気候

本市は、典型的な日本海側気候となっています。

秋田地方気象台における平成28（2016）年の平均気温は12.5℃で、平年値（1981～2010年の平均）よりも0.8℃高くなっています。また、日照時間は1,673.5時間で、平年値よりも147.5時間長くなっています。

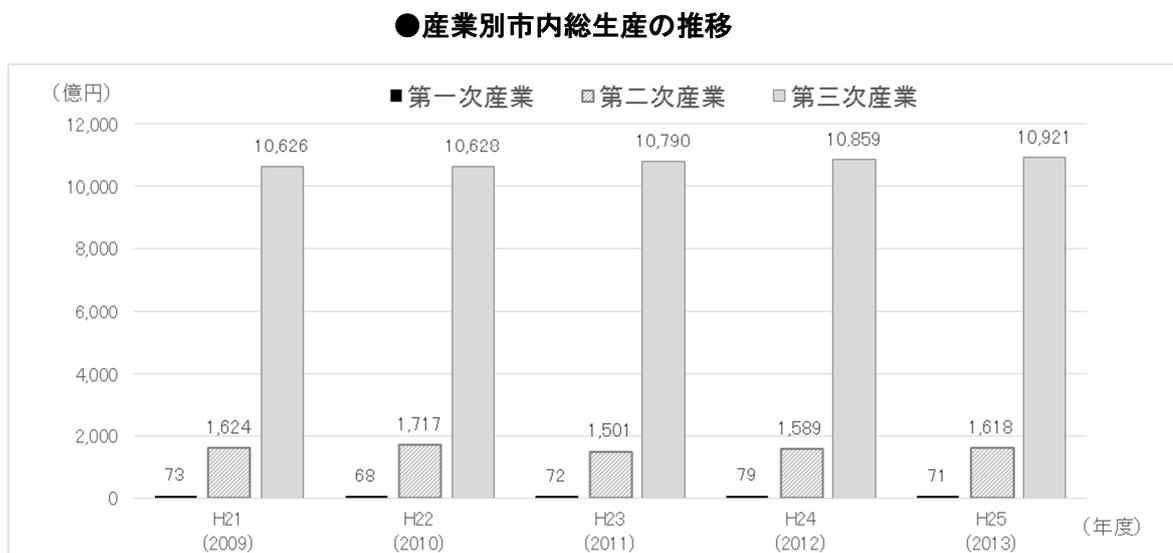
(3) 産業の動向

国勢調査による平成7（1995）年以降の産業別就業者数の構成割合は、第一次産業と第二次産業が減少する一方、第三次産業が増加しています。平成22（2010）年度の産業別就業者数の割合は、第一次産業が2.2%、第二次産業が16.7%、第三次産業が81.1%となっています。



資料：国勢調査

産業別市内総生産を見ると、第一次産業は、平成21（2009）年度以降おおむね70億円台で推移しています。第二次産業は、ここ数年は緩やかな増加傾向で推移しており、平成25（2013）年度は約1,618億円でした。第三次産業も、平成21年度以降緩やかに回復し、平成25年度は約1兆921億円でした。



資料：市民経済計算

第3章

環境の現状と課題

1 低炭素社会の構築

(1) 環境の現状

ア 地球温暖化による影響と対策

- (ア) 平成26（2014）年11月に国連が公表した気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次評価報告書では、世界の平均気温は1880年から2012年の期間に0.85℃上昇し、今世紀末までには平均気温が現在（1986～2005年の平均）よりも最大4.8℃上昇すると予測されています。
- (イ) 平成27（2015）年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、京都議定書に代わる平成32（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標（2℃目標）を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。
- (ウ) 平成28（2016）年11月にモロッコ・マラケシュで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P 22）では、パリ協定を批准できていない国を含むすべての国が参加して、協定に実効性を持たせるための詳細ルールづくりを平成30（2018）年までに完了させ、平成32年にパリ協定の取組をスタートさせることなどが合意されました。

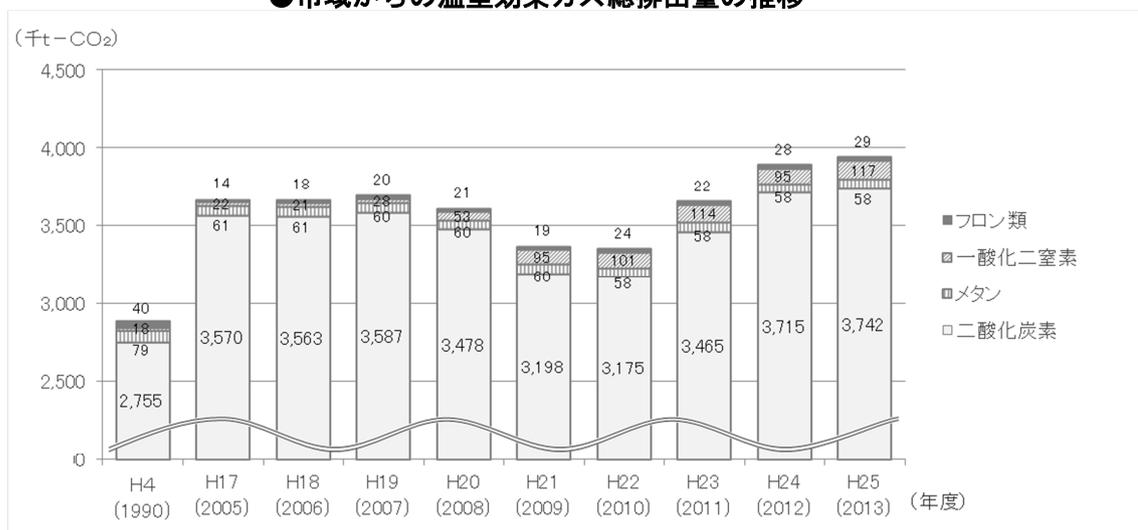
イ 地球温暖化防止に向けた国内および秋田県内の取組

- (ア) 地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響として、農業や生態系などへの影響、熱中症など健康被害の発生、短時間での強雨による洪水、土砂災害などとの関係性が指摘されています。
- (イ) 国では、平成27年12月のC O P 21でのパリ協定の採択を受けて、日本の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保を目指す「日本の約束草案」（国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比26.0%減）の着実な実行を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改正した上で、地球温暖化対策計画を平成28年5月に策定しました。
- (ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、平成29（2017）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標として「平成42年度に温室効果ガス排出量を約26%削減（平成25年度比）」を設定しています。

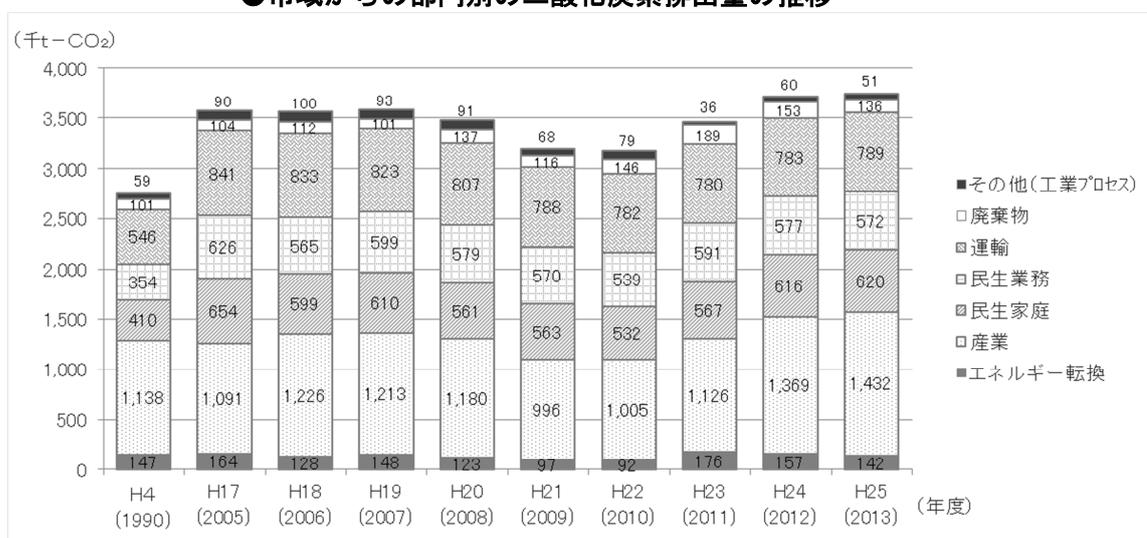
ウ 本市における地球温暖化の影響および温室効果ガスの排出状況

- (ア) 本市では、年平均気温は上昇傾向を示しているほか、猛暑日の増加、真冬日の減少といった気象の変化や、サクラ（ソメイヨシノ）の開花日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化の影響と考えられる変化が見られています。
- (イ) 平成25（2013）年度の市域の温室効果ガス総排出量は394万6千t-CO₂で、秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月）の基準年度である平成17（2005）年度の排出量（366万7千t-CO₂）と比較すると27万9千t-CO₂（7.6%）の増加となっています。
- (ウ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素は、産業部門からの排出量が最も多く、基準年度の排出量に比べても増加傾向にあります。

●市域からの温室効果ガス総排出量の推移



●市域からの部門別の二酸化炭素排出量の推移



資料：平成28年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市、事業者および市民が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。
- イ 再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止と市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットストーブなどの設置費用の一部補助を行っています。
- ウ 平成23（2011）年4月から平成28（2016）年3月までの5年間では「環境立市あきたの実現」に向けて、ITの高度利用を通じたまち全体のエネルギー使用効率の最適化などを図るため、「あきたスマートシティ・プロジェクト」に取り組みました。今後は、プロジェクトで得られた成果を踏まえ、「創エネ」「省エネ」および「ライフスタイルの変革」を3本の柱とし、取組を推進していきます。
- エ 本市は、地域特性をいかした風力発電や太陽光発電、木質バイオマスや地中熱を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備し、平成26（2014）年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」として認定を受けました。

(3) 今後の課題

- ア 国際的な動向および国内の動向を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化の影響に対処するための対策（緩和策と適応策）に取り組んでいくことが必要です。
- イ 再生可能エネルギーの導入の促進、二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換およびライフスタイルの変革について、事業者および市民と協働して取り組んでいくことが必要です。
- ウ 地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整することで、自然災害や健康への悪影響などのリスクを低減させ、安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

2 循環型社会の構築

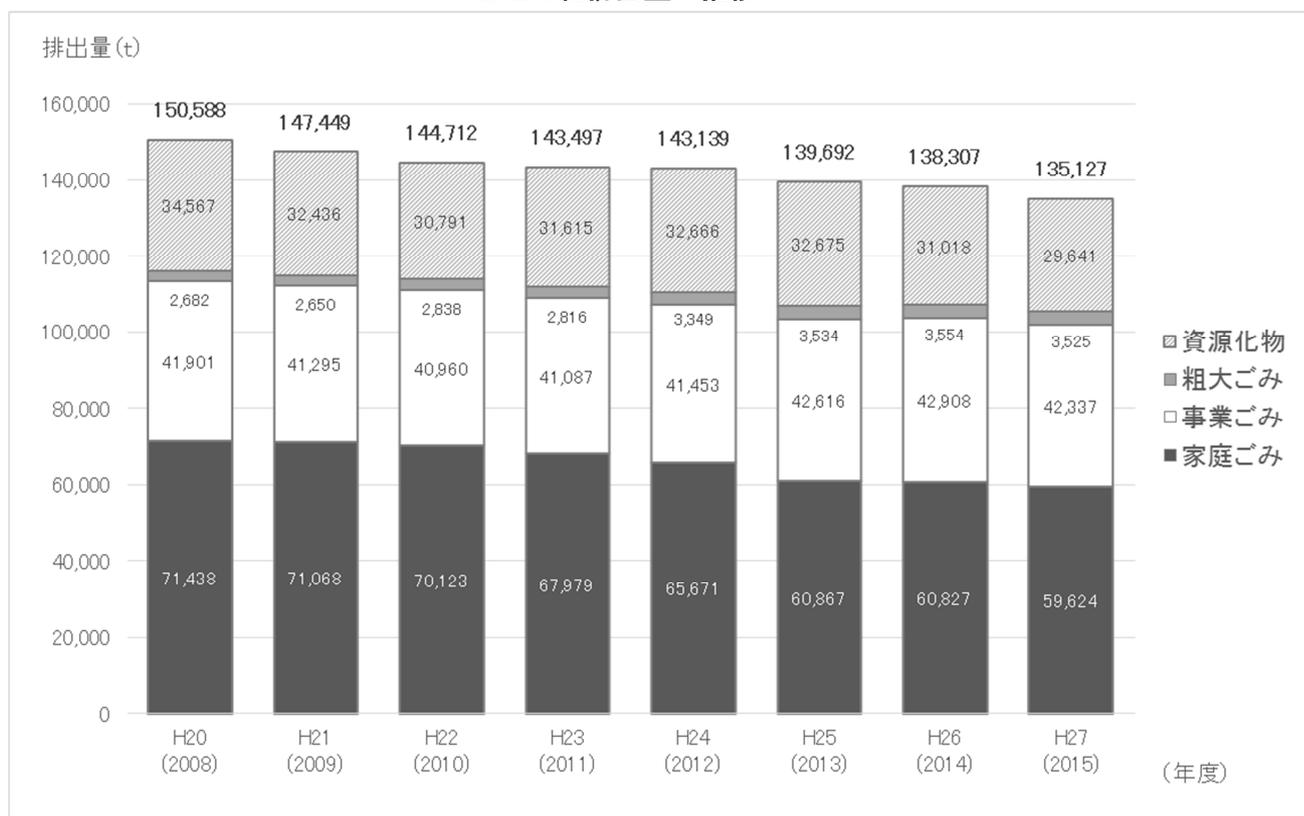
(1) 環境の現状

ア ごみの排出状況

(ア) ごみの排出量は、平成15（2003）年度以降減少に向かっていましたが、その後横ばい傾向が続いたことから、より一層のごみの減量を図るため、平成24（2012）年7月から家庭ごみの有料化を実施しました。有料化導入後は、市民等の協力により、家庭ごみ排出量が減少しました。

(イ) 平成27（2015）年度のごみ排出量は135,127 tで、ごみの区分別においては、「家庭ごみ」が59,624 t、「事業ごみ」が42,337 t、「粗大ごみ」が3,525 t、「資源化物」が29,641 tとなっています。

●ごみ総排出量の推移



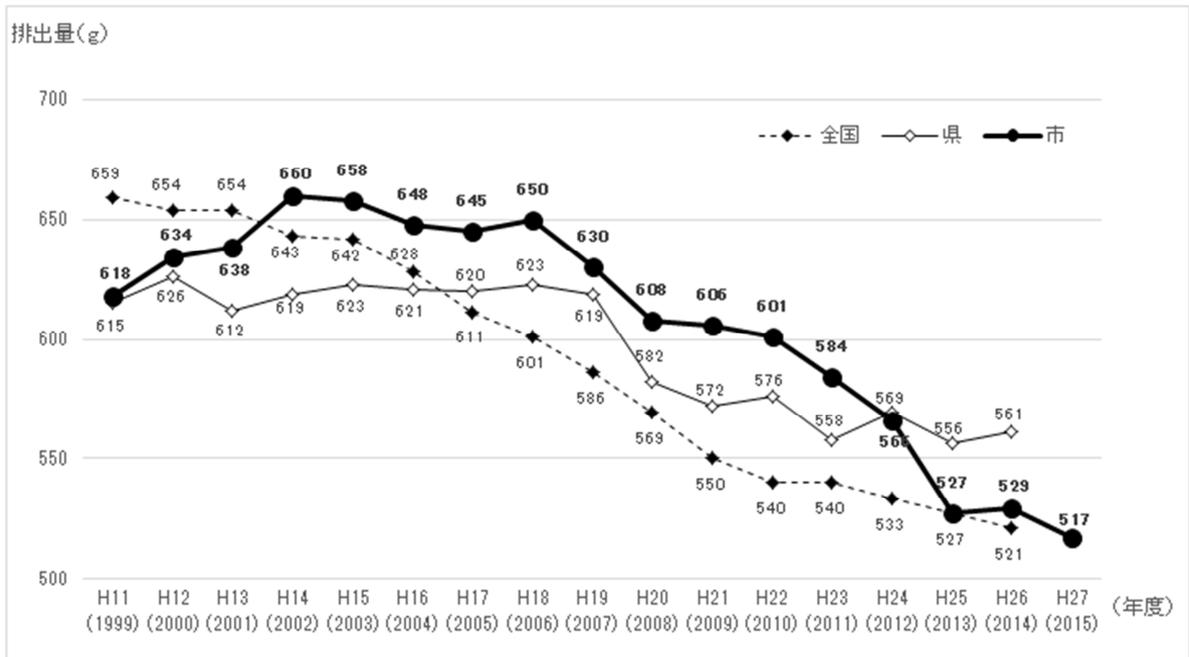
資料：秋田市清掃事業概要

イ 1日当たりのごみ排出量

(ア) 平成28（2016）年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く。）は512グラムでした。本市では、平成27年3月に「秋田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新たな減量目標を約480グラムに決めました。

第3章 環境の現状と課題

●一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く。）の推移

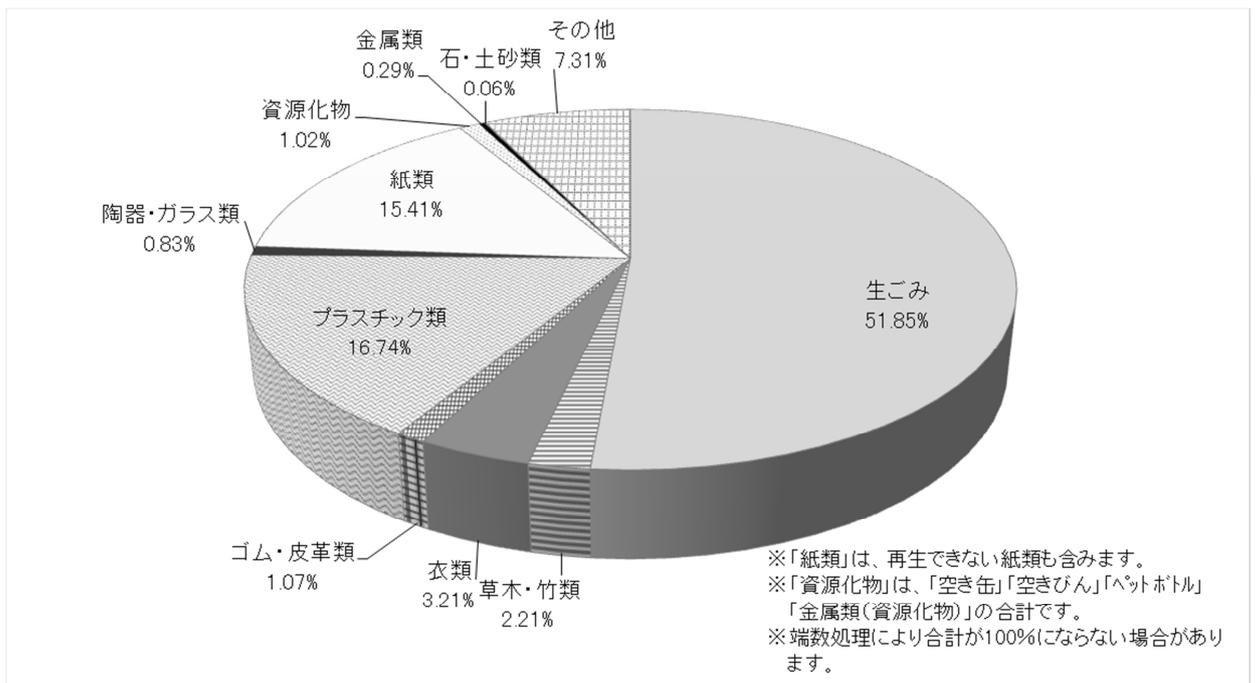


資料：小学生環境学習副読本

ウ ごみの組成割合

(ア) 平成27 (2015) 年度における市全体のごみの組成を見ると、「生ごみ」が約半数を占め、「プラスチック類」、「紙類(資源化物)」が続きます。

●ごみ組成割合 (平成28年度)



資料：平成28年度地域別家庭ごみ組成調査報告書

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正な処理はもとより、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rに係る様々な取組を通じて、循環型社会の構築を推進しています。
- イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして、溶融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。また、し尿処理施設については、老朽化した施設を改修し、平成25（2013）年から秋田市汚泥再生処理センターとして運営しています。
- ウ 本市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電の回収を行っています。天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指しています。
- エ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を行っています。
- オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）で定められた処理期限までに、PCB廃棄物の適正な処理を促進します。

(3) 今後の課題

- ア ごみが出ないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進していくために、市、事業者および市民が主体的に取り組み、連携を深めていくことが必要です。
- イ 家庭ごみについては、資源化物として分別できる紙類が混入していたり、食材が使い切れずに排出されたりしていることから、ごみ減量に関する周知・啓発を一層推進し、市民の意識向上を図ることが必要です。
- ウ 事業ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。
- エ フリーマーケットの利用やリターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に用いるなど、使い捨て型ライフスタイルからの転換を促進していくことが必要です。
- オ 自然災害の発生に備えた、新たな秋田市災害廃棄物処理計画の策定が必要で

コラム 「ごみ減量キャンペーン」に参加してみよう

秋田市では、ごみの現状やごみの分別の見本のパネル展示など、具体的な減量手法を紹介するごみ減量キャンペーンを実施しています。ごみ減量キャンペーンの開催については、広報あきたやホームページで案内しています。お近くで開催の際にはぜひお立ち寄りください。

○ 開催状況（平成28年度）

平成28年度は、5月30日を「ごみゼロの日」としてイベントを行ったほか、年4回のごみ減量アクションを開催しました。

ごみゼロの日には、市役所正面入り口でごみゼロキャンペーンを開催し、来庁者にごみ減量お試しセット（雑がみを分別する紙袋、生ごみの水分を絞るためのネット、食材を捨てることなく使い切るためのレシピ集など）を配布しました。

ごみ減量アクションの会場（秋田市にぎわい交流館AUなど）では、藍染め小風呂敷づくり講座、生ごみ堆肥づくり講座、ステンシルマイバッグづくり、包装紙でくるみボタンづくり、ごみ減量グッズ抽選会など、様々なイベントを行いました。

● ごみゼロキャンペーンの様子



● 藍染め小風呂敷づくりの様子



3 安全な生活環境の確保

(1) 環境の現状

ア 大気環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき大気汚染に係る環境基準が定められています。
- (イ) 大気中の二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化炭素および浮遊粒子状物質の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。平成23（2011）年度から監視を実施している微小粒子状物質（PM2.5）については、平成25（2013）年度および26（2014）年度は環境基準を達成していませんが、その他の年には環境基準を達成しています。
- (ロ) 光化学オキシダントについては、全国的に環境基準を達成していない状況であり、本市においても環境基準を達成していませんが、注意報の発令基準を下回っています。
- (ハ) ベンゼンやダイオキシン類などの有害大気汚染物質については、いずれも環境基準を達成しています。
- (ニ) 飛散性の高いアスベスト（石綿）を含む建築材料を用いた建築物等の解体工事、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、飛散しないよう指導等を行っています。

イ 水環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められています。
- (イ) ほとんどの河川では、年々環境基準の達成率が高くなってきていますが、生活排水などの流入により、主に大腸菌群数で環境基準を達成していないところがあります。
- (ロ) 湖沼についても、生活排水などの流入により、水質（COD）等で環境基準を達成していないところがあります。
- (ハ) 公共用水域の水質および底質、ならびに地下水の水質に係るダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (ニ) 地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部の地域で有機塩素化合物や硝酸性窒素などの汚染物質が検出されています。

ウ その他の生活環境

- (ア) 騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業、飲食店営業や家庭生活など様々なものがあります。

第3章 環境の現状と課題

- (イ) 道路交通騒音については、昼夜とも環境基準を達成していない地点がありました。また、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値を比較したところ、環境基準を達成していない路線がありました。
- (ロ) 悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣住宅の生活排水等から発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な臭気対策の検討が必要です。
- (ハ) 土壌におけるダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (ニ) 科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状および環境への排出量により、生活環境、人の健康および生態系に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

(2) 取組状況

ア 大気環境

- (ア) 市内各所の測定局および大規模な公害防止協定締結工場において、環境監視情報システムによりリアルタイムで大気の常時監視を行っています。また、ベンゼン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質についても、定期的にモニタリングを実施しています。
- (イ) 大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。

イ 水環境

- (ア) 水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。
- (イ) 生活排水は、水質汚濁物質の発生源として大きな割合を占めていることから、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの整備を推進しています。
- (ロ) 秋田市上下水道事業基本計画に基づき、上下水道事業の計画的な推進を図っています。
- (ハ) 定期的に公共用水域および地下水の水質調査を行っています。

ウ その他の生活環境

- (ア) 道路交通に伴う騒音や振動、一般環境における騒音の実態とその推移を把握するために、定期的に調査を行っています。
- (イ) 法令および条例に基づき、工場・事業場、建設作業などの事業活動における規制の遵守を指導しています。

(3) 今後の課題

ア 大気環境

- (ア) 環境基準を達成している項目の維持・向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図ることが課題です。そのために、大気環境の調査のほか、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。
- (イ) 移動発生源対策として、自動車については、環境への負荷の少ない次世代自動車への転換を促進するとともに、公共交通機関の利用促進、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。
- (ウ) 東日本大震災や熊本地震による、被災地の復旧・復興に伴う解体建築物からのアスベストの飛散・ばく露防止対策に注目されるとおり、災害時のリスクへの対応を図っていくことも課題となってきます。

イ 水環境

- (ア) 環境基準を既に達成している河川や湖沼について維持・向上に努めていくとともに、達成していない河川等での水質改善を図ることが課題です。そのために、水環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。また、生活排水処理や水資源の保全に対する市民等の意識啓発を図る必要があります。
- (イ) 平成26（2014）年7月に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）を受けて、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を行っていくことが必要です。

ウ その他の生活環境

- (ア) 法令および条例に基づく騒音や振動など生活環境の保全に係る規制の遵守のための指導を引き続き実施していくことが必要です。
- (イ) 騒音、振動や悪臭問題の解決には、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

- (イ) 本市における森林面積の割合は、秋田県林業統計によると市域の約7割を占め、その内訳は、おおむね国有林が4割、民有林が6割となっています。
- (ウ) 本市における耕地面積は、農林水産省の平成28（2016）年面積調査によると9,170haで、市域の10.1%を占めています。
- (エ) 本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。

イ 生物多様性

- (ア) 本市では、様々な自然環境に野生生物が適応し、生息・生育しており、豊かな生物相が育まれています。
- (イ) 本市において、平成16（2004）年度および平成21（2009）年度に実施した自然環境調査では、現地調査により4,585種の野生生物が確認されました。そのうち、絶滅のおそれがある希少種については、平成16年度の現地調査では139種、平成21年度の現地調査では、149種が確認されました。

●市内での動植物の確認種数

	旧秋田市域	河辺地区	雄和地区	市全域
魚類	59	34	32	71
底生生物	307	194	153	360
植物	992	851	847	1,221
昆虫類	1,970	1,553	1,212	2,889
鳥類	97	65	56	117
両生類	14	12	11	18
は虫類	10	6	6	10
哺乳類	14	18	11	21
合計	3,380	2,733	2,328	4,585

注1) 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21年度の調査結果です。

注2) 合計値は、重複分を調整した値です。

- (ウ) 太平山一帯には、ブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるカモシカや亜高山帯に生息する鳥類などの貴重な生息地となっています。また、旭川および新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。
- (エ) 本市の多様な地形や多様性に富んだ環境には、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生などが見られます。

第3章 環境の現状と課題

(オ) 環境省の調査によると、東北地方では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といいます。）に基づく飼養等の規制対象である「特定外来生物」について、アライグマ、ウシガエル、オオクチバス、ウチダザリガニやオオハンゴウソウなど21種の侵入が確認されています。また、外来生物法の規制対象にはなっていませんが、生態系に影響を及ぼす可能性があり、適切な取扱いに注意が必要とされる外来生物としてアカミミガメ、ニジマス、アメリカザリガニやハリエンジュ（ニセアカシア）などが挙げられています。

ウ 自然とのふれあい

(ア) 本市の公園緑地は、263箇所、2,121.88haが都市計画決定されており、明治29（1896）年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉瀉公園などが開設済であり、平成28年度末で208箇所、611.62ha（都市計画決定されていないものも含まれます。）となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は19.51㎡となっており、全国平均の10.3㎡（平成27年度末現在）、国の標準目標面積の10㎡を上回っています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

(ア) 先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育みながら、秋田市は成長し発展してきました。秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています。

(イ) 平成28（2016）年4月1日現在、285件（国指定23件、県指定105件、市指定157件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。

(2) 取組状況

ア 自然環境

(ア) 平成15（2003）年に制定した秋田市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区の指定、市民等との協働による自然環境保全市民活動計画の認定などの制度を設けているほか、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮への助言を行っています。

(イ) 自然の有する多面的機能を適切に保全するため、森林において一定の間伐や除伐を実施したり、農業振興地域内の農用地面積を一定割合以上確保したりするため、生産基盤の整備等を実施しています。また、一定

の間伐に対する補助を実施し、森林を適切に管理することで、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献しています。

- (ウ) 農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、地域資源の保全管理活動に対する支援を行っています。
- (エ) 海の有する多面的機能を保全するため、海水浴場や海域等で水質調査を行い、安全の確保に努めています。

イ 生物多様性

- (ア) 自然環境の経年変化等を把握するため、平成16年度に実施した自然環境調査結果を基に、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査および補完調査を実施しています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設および民有地の緑化の推進を図るための施策展開や取組の基本的な方向性を示す秋田市緑の基本計画に基づき、都市緑化の推進を図っています。
- (イ) 平成14（2002）年に制定した秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例に基づき、秋田市都市緑化の推進に関する条例や秋田市都市緑化の推進に関する基本方針を定め、市、事業者および市民の共通の認識のもと、優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間の創造に取り組んでいます。
- (ウ) 都市と農村の交流を促進することで、自然に親しむ機会を設けています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため、市民参加のもと文化財イラストマップを作成しています。
- (イ) 郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています。

(3) 今後の課題

ア 自然環境

- (ア) 自然の有する多面的機能を維持していくためには、森林、農地および河川において、適切な維持管理により環境への負荷の低減に努めながら利用を図ることが必要です。
- (イ) 林業の経営状況が厳しい中で、生産基盤の整備による作業効率化をしながら、除伐や間伐などの森林整備を行っていくとともに、市民等の森づくりへの参加や森林所有者との協働による森林の維持保全を図ることが必要です。

イ 生物多様性

- (ア) 生物多様性の確保に重要な役割を果たしている自然環境の重要性に対する認識を深めるとともに、多様な野生生物の現況を把握しながら、生息・生育環境の保全を図っていくことが必要です。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を行っていく必要があります。
- (イ) 自然の大切さへの理解を深めるため、都市と農村の交流や、自然を背景とする歴史・文化に親しめるような場や機会を充実させていくことが必要です。
- (ウ) 農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と観光資源としての活用も必要です。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

5 協働による環境保全の取組

(1) 環境の現状

ア 協働の取組

- (ア) 秋田市環境活動推進協議会は、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的とする団体です。市、事業者および市民のパートナーシップのもと、環境美化やリサイクル推進、地球温暖化対策などの活動を協働して取り組んでいます。
- (イ) 地球温暖化対策活動の拠点として指定した「秋田市地球温暖化防止活動推進センター」では、本市と連携して普及啓発を取り組むとともに、市民、事業者および各種団体などの温暖化防止対策の活動を推進しています。
- (ウ) 地域における地球温暖化対策に関する知識の普及を推進するため、本市が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」が活動しています（平成29年4月現在20名）。

(2) 取組状況

- ア 本市では、環境学習を支援するため、小学生環境学習副読本を作成し、小学校4年生の児童全員に配布しています。
- イ 市内の小中学校又は市民で構成される各種団体を対象に、自発的な環境学習を支援するため、職員を講師として派遣しています。
- ウ 様々な環境に配慮した行動に対してポイントを付与するアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を実施しています。
- エ 事業者および市民へのエコ通勤の呼びかけを実施するなど、低炭素型のライフスタイルへの転換について啓発や情報提供などを行っています。
- オ 広報あきたや市政番組等による周知、フェイスブックやツイッターなどのSNSを通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。
- カ 環境配慮指針により、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、分かりやすい指針を示すことで環境配慮への取組を促進しています。

(3) 今後の課題

- ア 事業者および市民の自主的な環境保全活動を促進するため、それぞれの取組の意向に沿って役立つ情報を提供したり、意欲の増進を図ったりしていくことが必要です。

第3章 環境の現状と課題

- イ 地域の環境保全に貢献しようとする市民の高い環境意識を受けて、子どもから大人までのあらゆる世代に対し、参加の機会を提供していくことが必要です。また、市民団体、NPO、企業、行政等が協働し、地域全体での活動へと広げていくことが期待されます。
- ウ 家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要であり、市民、事業者および民間団体等が互いに連携・協力していくことが必要です。
- エ 秋田市環境に関する意識調査の結果では、望ましい秋田市の環境像として、「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」が第1位に挙げられ、安全な生活環境を確保していくことが求められています。また、「公園、街路樹など市街地の緑が豊かなまち」「海や川などきれいな水辺環境に親しめるまち」に対する期待も高く、多様な自然環境の保全や自然とふれあう場・機会を増やしていくことが求められています。

コラム スマホで環境にやさしい活動に参加してみよう

秋田市では、スマートフォン向けアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を平成29年4月1日から配信しています。あきエコどんどんプロジェクトとは、スマートフォン等を利用して環境にやさしい活動に楽しく参加できる仕組みです。

例えば、スーパー等でのレジ袋辞退など、環境に配慮した行動に対してポイントを付与し、たまったポイントに応じて抽選を行って景品と交換できるシステムです。このアプリでは、ごみ分別情報も確認することができます。

是非、ご利用ください。



出典：一般社団法人あきた地球環境会議

参考：秋田市地球温暖化防止活動推進センターホームページ「あきエコどんどんプロジェクト」

<http://www.cееakita.org/akieco/>

第4章

秋田市がめざす望ましい環境像

1 望ましい環境像

本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化を図る計画です。

本計画で掲げる望ましい環境像は、環境基本条例の規定の趣旨を踏まえ“人にも地球にもやさしいあきた”とします。

望ましい環境像

人にも地球にもやさしいあきた

2 基本目標

望ましい環境像を具体化していくため、環境分野ごとに5つの基本目標を設定します。

分野1 低炭素社会の構築

基本目標1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現

分野2 循環型社会の構築

基本目標2

3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現

分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現

分野4 自然共生社会の構築

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

分野5 協働による環境保全の取組

基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

分野1 低炭素社会の構築

基本目標1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現

地域の資源およびエネルギーの循環的かつ効率的な利活用により、地域経済が活性化される低炭素社会の実現を目指します。

分野2 循環型社会の構築

基本目標2

3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。

分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

分野4 自然共生社会の構築

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。

分野5 協働による環境保全の取組

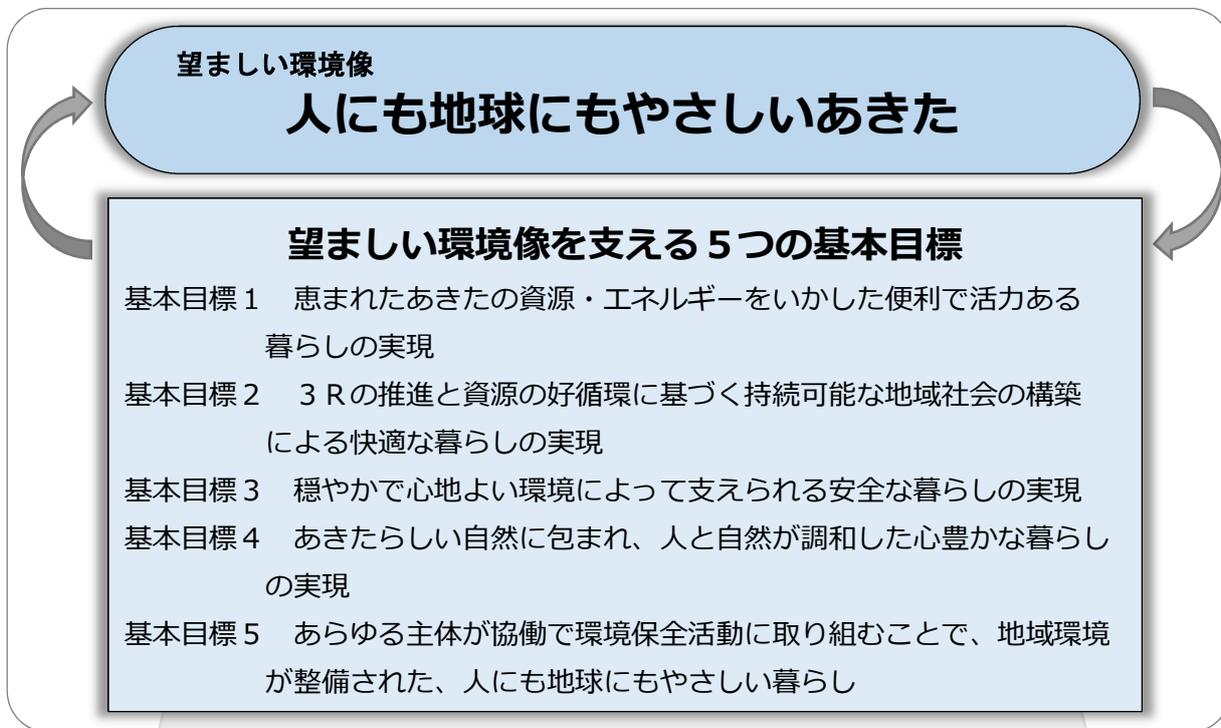
基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、 人にも地球にもやさしい暮らしの実現

市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全と創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイルを変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）

望ましい環境像の実現に向けて、各分野にわたり取り組んでいく「環境の保全および創造に向けた施策」を設定します（第5章）。また、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を設定します。



環境の保全および創造に向けた施策

基本目標 1	地球温暖化対策の推進
	持続可能なエネルギー利用への転換
基本目標 2	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環
	廃棄物の適正処理の推進
基本目標 3	大気環境の保全
	水環境の保全
	その他の生活環境の保全
基本目標 4	自然環境の保全と活用
	自然とのふれあいの促進
	生物多様性の保全
基本目標 5	環境教育・環境学習の推進
	自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進
	地域に根ざした環境共生スタイルの推進

環境施策の横断的な推進

- 分野横断的取組**
- I 家族と地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化
 - II 環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興
 - III 美しく多様性に富んだ自然を活かした魅力の継承と発信
 - IV 低炭素型のコンパクトなまちづくり

第5章

環境の保全と創造に向けた施策の展開

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

本章では、5つの基本目標において取り組んでいく施策の方向を示します。

望ましい環境像の実現に向けて、各施策は、基本目標を尊重して取り組むこととします。

さらに本章では、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を示します。

●本章での記載事項

■目指す姿

基本目標に沿って市、事業者および市民が一体となって取り組んでいくために、共有すべき目指す姿を示します。



■環境目標・指標

目指す姿を見据えて、環境項目ごとに達成すべき目標を示すとともに、取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値を定めます。



■施策の方向

環境目標・指標の達成に向けて、具体的取組を進めていくための方針を定めます。

なお、【分野横断●】は、74ページから78ページに示す、分野横断的取組への掲載について表示しています。

●施策の体系

環境分野	基本目標	環境項目	施策の方向
低炭素社会の構築	恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・低炭素型都市の実現
		持続可能なエネルギー利用への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの創出（創エネ） ・省エネルギーの推進（省エネ） ・環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）
循環型社会の構築	3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再使用 ・資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築
		廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理の確保 ・廃棄物処理施設の計画的な整備
安全な生活環境の確保	穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源対策の推進 ・移動発生源対策の推進
		水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止対策の推進 ・生活排水対策の推進 ・水資源の保全と有効利用
		その他の生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、悪臭等の対策の推進 ・廃棄物の不適正処理の未然防止
自然共生社会の構築	あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現	自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな緑の確保 ・自然が有する多面的機能の有効活用
		自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう場・機会づくりの確保 ・都市景観の形成・保全 ・自然と歴史的・文化的環境との調和
		生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の状況の把握 ・希少種の保全や外来生物等への対策
協働による環境保全の取組	あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習プログラムの整備と機会の充実 ・情報の収集と提供
		自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した自主的な活動の促進 ・連携した各主体の協働による環境保全活動の推進
		地域に根ざした環境共生スタイルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境特性をいかした魅力の発信

1 環境分野と基本目標

環境分野 1 低炭素社会の構築

基本目標 1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした 便利で活力ある暮らしの実現

地域の資源およびエネルギーの循環的かつ効率的な利活用により、地域経済が活性化される低炭素社会の実現を目指します。

目指す姿

- 家庭や事業所、市内の様々な施設でLED照明等が使われるなど、省エネルギー化がさらに進んでおり、二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、太陽光発電システムや風力発電システム、木質バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーを活用し、地域で創り、地域で使うエネルギー利用の仕組みを構築することによって、化石燃料の消費が抑制されるなど、まち全体のエネルギー利用が最適化されています。
- 交通渋滞の緩和や地域交通における環境への負荷の低減が進み、環境に配慮した交通ネットワークが構築されるとともに、地域の自然的・社会的な環境特性に配慮した、持続可能な都市構造が構築されています。
- 一人ひとりが地球環境との関わりを理解しながら環境への負荷の少ないライフスタイルへ転換するなど、市全体で地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 市内の環境関連部門への新たな企業進出を促し、環境関連産業の振興が図られることで、新たな雇用が次々と生まれ、地域経済が活性化されることで、環境と経済の好循環が確立されています。

「低炭素社会」について

「低炭素」とは、地球温暖化の主な要因とされる二酸化炭素の排出が低く抑えられた状態を意味します。この低炭素を実現する取組が生活や産業、行政の様々な場面で実行され、二酸化炭素の排出を低減した社会や経済を「低炭素社会」といいます。

低炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、緑地の保全などの取組を総合的に行う必要があります。

これまで本市では、平成23（2011）年度からあきたスマートシティ・プロジェクトを5年間実施してきました。情報統合管理基盤の導入により、電気等のエネルギー使用の削減を図ったほか、メガソーラー事業などに代表される再生可能エネルギーに係る設備を数多くの公共施設に設置してきました。また、木質ペレット製造工場の誘致や、本市の公共施設5カ所にペレットボイラーを導入するとともに、あきた次世代エネルギーパークに係る取組などを行ってきました。

今後は、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの一層の排出抑制に取り組んでいくとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進する「創エネ」、エネルギー使用の無駄を省く「省エネ」、将来の様々な環境制約下でも心豊かな暮らし方を実現するための「ライフスタイルの変革」という3本柱のもと、継続した取組を進めていくことが重要です。

これらの取組を進めていくことによって、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



(1) 地球温暖化対策の推進

ア 環境目標・指標

温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを進めます

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市地球温暖化対策実行計画の取組指標		
温室効果ガス純排出量の削減率（平成17年度比）	10%削減 （平成32年度）	7.6%増加 （平成25年度）

イ 施策の方向

国の地球温暖化対策計画に掲げられている温室効果ガス削減目標を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組んでいきます。

そのために、引き続き節電・省エネルギー対策の計画的な推進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制する住みよいまちづくりを進めていきます。

施策1 温室効果ガスの排出抑制

- ① 市域からの温室効果ガスの排出削減目標に向けて、家庭・事業所等における地球温暖化対策についての啓発および情報提供を行います。【分野横断Ⅳ】
- ② 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の目標を立て、継続的に地球温暖化対策に取り組みます。
- ③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素およびフロン類）の排出抑制に向けた対応を行います。
- ④ 公用車について、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出がより少ない次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等）への代替を推進します。



次世代自動車（電気自動車）

- ⑤ 環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及啓発を行います。
- ⑥ 自転車の利用や、自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換など、移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制についての啓発を行います。【分野横断Ⅳ】
- ⑦ 環境にやさしい通勤手段への転換を図るため、啓発キャンペーンを行います。
- ⑧ 輸送に伴う二酸化炭素排出抑制の観点（フードマイレージの低減）から、地場産農産物・地域特産品の市内流通を促進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】

コラム エコドライブを心掛けましょう

家庭から排出される温室効果ガスのうち、約30%は自家用車からの排出となっています。本市では、自動車からの温室効果ガス排出量をできるだけ抑えるため、エコドライブを推奨しています。

エコドライブは、自動車から排出される温室効果ガスの削減をはじめ、燃費を向上させ、燃料費の節約にもつながる、環境にもお財布にもやさしい取組です。

① ふんわりアクセル

自動車を発進させ、最初の5秒でゆったり時速20kmにすると、燃費が約10%改善します。アクセルはぐっと踏み込まず、穏やかに踏んで発進しましょう。

② アイドリングストップ

10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際、アイドリングはストップしましょう。

そのほかに、車を運転するときは、車間距離をあけて加速・減速の少ない運転を心がける、減速時は早めにアクセルを離すことも有効です。タイヤの空気圧の適正化、定期的なオイル交換を行うことや不要な荷物を載せないことも省エネにつながります。

施策2 温室効果ガスの吸収源対策

- ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ② 環境マネジメントシステムの啓発や事業者による取得支援を行います。
- ③ 森林の生産性向上と公益的機能の向上のため、間伐および間伐材の一部を木質バイオマスとして活用することを促進します。
- ④ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。

施策3 低炭素型都市の実現

- ① 集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導を行います。【分野横断Ⅳ】
- ② 建築物の環境性能向上を図るため、省エネルギー化や高断熱化についての啓発や情報提供、取組支援を行います。【分野横断Ⅳ】
- ③ 円滑な道路交通を実現するため、交通網の整備を行います。【分野横断Ⅳ】

コラム クールチョイスを実践しよう

クールチョイス（COOL CHOICE）は、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の地球温暖化対策計画の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、「賢い選択」を促すための政府を挙げての国民運動です。

秋田市では、子どもたちの未来のために、事業者および市民と力を合わせ、低炭素社会の実現に向けた様々な施策に取り組むために、平成28年7月に「COOL CHOICEに賛同し、推進する」ことを宣言しました。

例えば、クールビズやウォームビズを行うことは、「賢い選択」の取組の一つです。こまめな消灯や適切な温度設定、節水などの普段の行動に加えて、家電や自動車、住宅など身の回りのものを選ぶときなど自分のライフスタイルを見直してみましよう。



(2) 持続可能なエネルギー利用への転換

ア 環境目標・指標

環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、環境と経済が一体となって向上するまちづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	2,414件 (平成32年度)	1,555件 (平成28年度)

イ 施策の方向

持続可能なエネルギー利用への転換に向けて、より二酸化炭素の排出が少なく生活の利便性・快適性を高めるエネルギーの利用や、再生可能エネルギーの導入を支援・促進します。また、あきた次世代エネルギーパークを拠点とし、市民等との協働のもとでライフスタイルの変革に向けた啓発活動を広げていきます。

施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

- ① 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解を増進するため、あきた次世代エネルギーパークを活用し、啓発や情報提供を行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 住宅や事業所での太陽光発電設備や小型風力発電設備、バイオマスエネルギーなどの活用について取組支援を行います。【分野横断Ⅱ】
- ③ 太陽熱や地中熱、小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行います。
- ④ 廃棄物処理施設において廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。
- ⑤ バイオマスなどの環境関連技術の開発や、環境関連産業の振興に努めます。【分野横断Ⅱ】



秋田市メガソーラー発電所

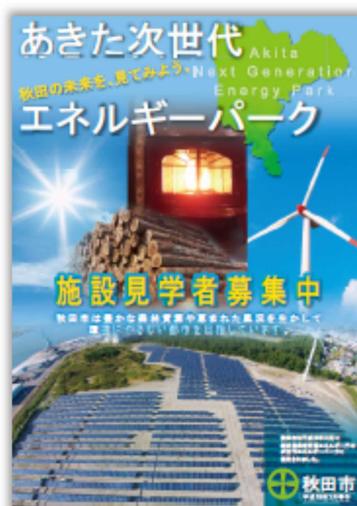
コラム あきた次世代エネルギーパークに行ってみよう

市内には、豊かな風況をいかした風力発電施設、森林資源を活用したペレットボイラーやペレット製造工場などの木質バイオマス関連施設をはじめ、太陽光発電施設、地中熱利用施設など、多種多様な再生可能エネルギー施設が集積しています。

これらの特徴を生かした「あきた次世代エネルギーパーク」が、平成26年10月30日に、資源エネルギー庁から認定を受けました。

あきた次世代エネルギーパークは、市民や市外からの多くの来訪者に次世代のエネルギーを楽しみながら体感してもらうことで、将来の環境やライフスタイルを考えるきっかけにしてもらうものです。趣旨に賛同した37施設（平成29年2月現在）で見学が可能です。

また、学校での授業や社会見学等に活用することで、再生可能エネルギーについての教育の推進、将来の人材育成、環境関連産業の振興など、地域の活性化につながるねらいもあります。



あきた次世代エネルギーパークでの風車内部の見学

参考：秋田市ホームページ「あきた次世代エネルギーパーク」

http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/mn/ene_park/default.htm

施策2 省エネルギーの推進（省エネ）

- ① 事業所等での省エネルギー診断や、事業所や店舗等の照明設備や空調設備などの高効率化に対する情報提供などを行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。
- ③ グリーン購入を推進します。

コラム 中小企業等の無料省エネ診断を活用しよう

秋田市では、事業者の省エネルギー対策を促進するための支援策を実施しています。一般財団法人省エネルギーセンターが実施する無料の省エネ診断を受けると、費用をかけない運用改善案件から、数年で回収できる設備投資案件まで、様々な提案を受けることができます。また、市の補助制度を活用することができます。ぜひ、無料省エネ診断を活用してみましよう。

○ 診断対象 次のいずれかが対象です。

- ・ 中小企業（中小企業基本法に規定される事業者）
- ・ 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100キロリットル以上1,500キロリットル未満の工場・ビル等

参考：秋田市ホームページ「省エネルギーについて」

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/ondanka/syouene/default.htm>

施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）

- ① 将来の環境制約を踏まえ、秋田らしい心豊かな暮らし方を創造するための政策・事業立案できる人材の育成に努めます。
- ② 新たなライフスタイルを実践するモデル地域を設定し、地域おこし協力隊員、地域住民および事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等を通じて、眠っている地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外にPRします。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】

環境分野2 循環型社会の構築

基本目標2

3Rの推進と資源の好循環に基づく 持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。

目指す姿

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の考え方を見直し、すぐにごみになるものを買わない、作らないというライフスタイルへの転換や事業活動の取組が浸透し、循環型社会の仕組みが構築されています。
- 市、事業者および市民の適正な役割分担のもとで、各々の意識向上が図られ、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が進んでいます。
- ごみの収集、運搬および処分における環境への負荷を低減するよう努めるとともに、安全で効率的な処理施設の構築と運用が図られています。

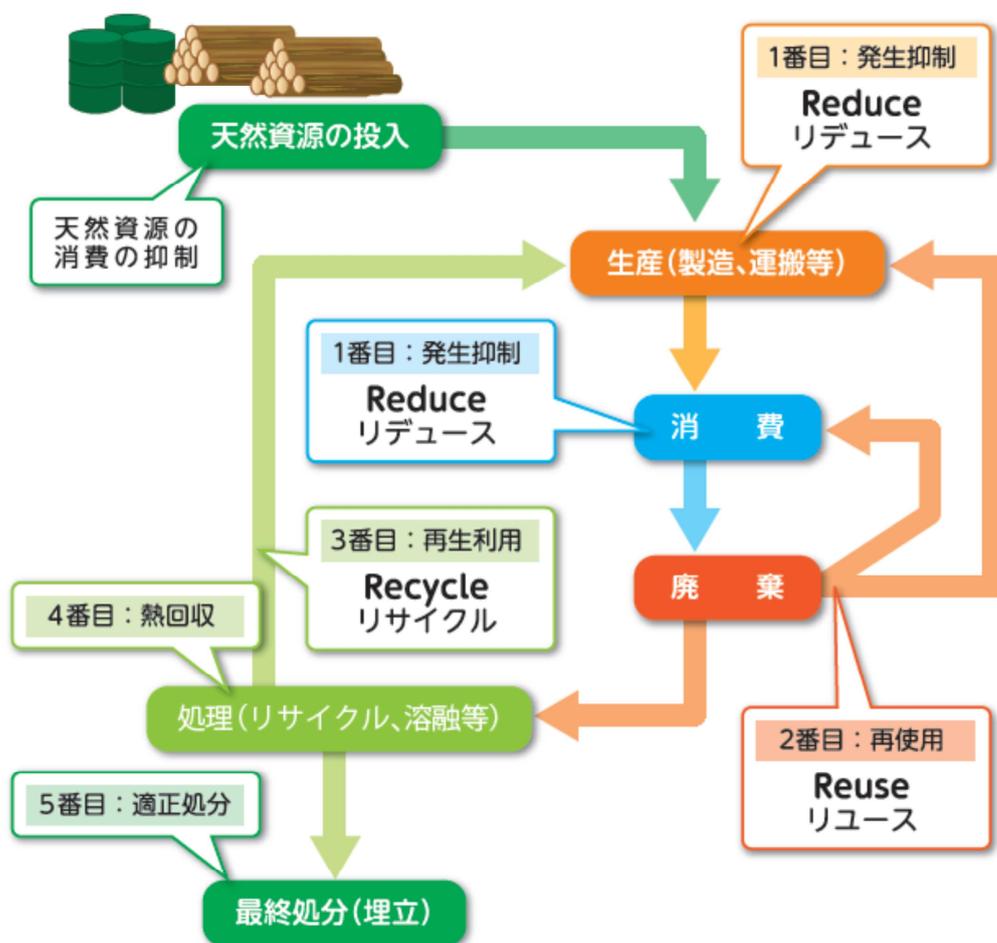
3Rで目指す「循環型社会」について

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や便利な生活へのライフスタイルの変化などによって引き起こされる様々な環境問題を解決するため、循環型社会の構築が求められています。

循環型社会を構築していくためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rを可能な限り推進していく必要があり、特に発生抑制（リデュース：ごみを出さないこと）、再使用（リユース：繰り返し使うこと）が重要です。

本市では、ごみの有料化をはじめとして、事業所への訪問指導、食品ロス削減の啓発など、ごみの減量に向けた各種施策を展開しています。また、限りある資源の有効利用を図るため、各種のリサイクルに関する法律やリサイクル技術の動向を踏まえ、適切に対応しています。

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷を低減する取組を実施していくとともに、循環型社会の構築を目指し、協働で取り組んでいくことによって、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



(1) 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環

ア 環境目標・指標

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制・再使用と効率よい資源循環を進め、協働で取り組みます

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成		
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源化物を除く。)	約480 g (平成37年度)	512 g (平成28年度)
事業系ごみ排出量	約41,000 t (平成37年度)	45,343 t (平成27年度)
リサイクル率	約38% (平成37年度)	30.8% (平成27年度)

イ 施策の方向

持続可能な消費を通じて循環型社会の構築を目指すため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のなかでも、ごみを出さないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進する2R（リデュース、リユース）に力を入れます。

そのために、家庭ごみについては、ごみ減量に関する周知・啓発の充実を図ります。事業系ごみについては、事業者による原材料の選択や製造・販売工程の工夫を支援・促進します。

さらに、フリーマーケットの取組や再使用可能な容器等の利用促進、食品ロスへの対応など使い捨て型ライフスタイルからの転換について、市民等との協働のもと啓発活動を展開していきます。

施策1 廃棄物の発生抑制・再使用

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。
- ② 廃棄物の減量に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進します。このうち、2R（リデュース、リユース）について優先的に取り組みます。
- ③ 市民や事業者に対し、2R（リデュース、リユース）に関する意識の啓発に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ④ ごみの分別および出し方についての更なる周知や徹底に努めます。

コラム 生ごみ減量に取り組みましょう

秋田市の家庭ごみの約半分を生ごみが占めています。

生ごみを発生させないために、期限切れなどによる食品ロス、食べ残しをできるだけ減らす取組も効果的です。生ごみ減量のために、生ごみの水切りや堆肥化に取り組むことが必要です。

① 生ごみは、十分に水を切りましょう

生ごみの重量が増えるのは、水分を多く含む食品が原因です。水切りネットを活用したり、乾燥させたりしてから捨てるようにしましょう。捨てる前にぎゅっとひと搾りで約10%の水分が抜けます。水分を減らすことで生ごみの悪臭も抑えられます。



② 家庭で堆肥をつくりましょう

電気式生ごみ処理機、コンポスター、ダンボールコンポストなど、生ごみを堆肥化する方法はいくつかあります。できる範囲で継続して取り組むことが大事です。秋田市では、生ごみの減量を一層推進するため、コンポスターの購入費を補助しています。

施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再生利用に向けた取組を計画的に推進します。
- ② リサイクルプラザや溶融施設などで資源化物の適正処理に努めます。
- ③ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系ごみの分別や再生利用を促進します。【分野横断Ⅰ】
- ④ 事業系ごみの再生利用の取組を促進します。
- ⑤ 事業者および市民に対し、グリーン購入の拡大を啓発します。
- ⑥ 廃棄物を処理するに当たっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。
- ⑦ 使用済小型電子機器等を分別回収し、機器等に含まれるレアメタルをはじめとした有用金属の再生利用に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

ア 環境目標・指標

廃棄物の適正な排出、収集、運搬および処分を進めます

指 標	目標値	現状値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の取組指標		
最終処分場への埋立量（平成25年度（3,375 t）比）	約10%削減 （平成37年度）	3,728 t （平成27年度）

イ 施策の方向

廃棄物の適正処理を確保することにより、生活環境の保全に努めます。

施策1 廃棄物の適正処理の確保

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理を進めます。
- ② ごみの効率的な収集および運搬の体制整備を行います。
- ③ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を行います。

施策2 廃棄物処理施設の計画的な整備

- ① 本市の廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を計画的に推進します。
- ② し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。



秋田市総合環境センター（外観）



秋田市総合環境センター（ごみを受け入れるプラットフォーム）

環境分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる 安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

目指す姿

- 自動車や工場・事業場から排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいさが保たれています。
- 家庭からの生活排水や工場・事業場からの排水に含まれる汚染物質が少なくなり、きれいな水環境が身近にあります。
- 河川や海、地下水などの水質が改善され、水の自浄作用や健全な水循環が維持されています。
- 騒音や振動、悪臭などによる影響が小さくなり、穏やかでやすらぎのある生活環境が確保されています。
- 市民一人ひとりが、化学物質による環境リスクを正しく知り、みんなで情報を共有し、環境汚染のない安全に暮らせる環境が築かれています。

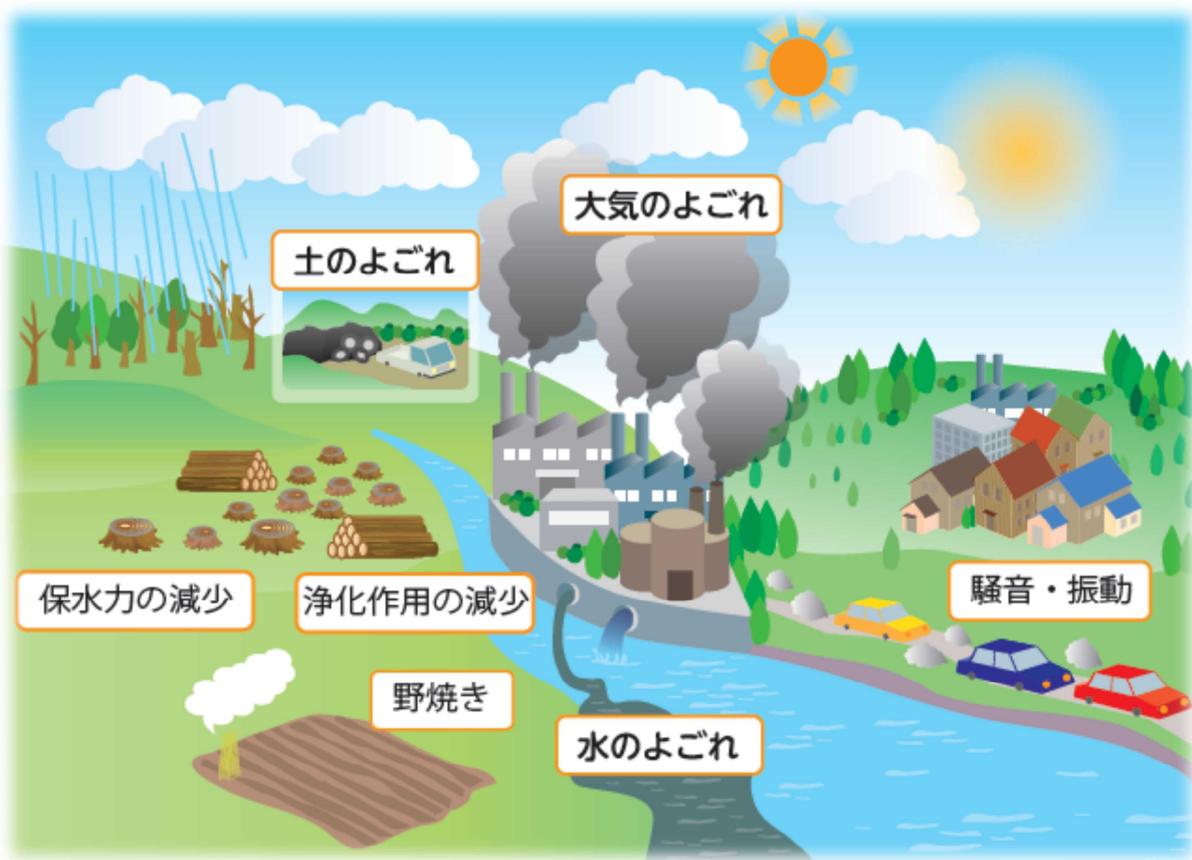
「安全な生活環境」について

大気環境や水環境を保全することは、私たち人間を含めた全ての生きものの命を支えていく基礎的条件の一つです。また、騒音や振動、悪臭、化学物質などの悪影響から身近な生活に関わりのある環境を守ることは、私たちの健康や安全な生活を確保していくために必要不可欠です。

本市では、大気環境の保全について、工場・事業場に対し排出基準の遵守を徹底させるとともに、法令等に基づく指導等を行っています。また、自動車排出ガス対策として、環境への負荷の少ない次世代自動車等への転換を促すなどの普及啓発活動も実施しており、おおむね良好な大気環境を保っています。

水環境の保全について、発生源となる工場・事業場や生活排水に関する対策を実施していますが、環境基準を達成していない項目への対策が必要となります。

日常生活や事業活動において、健康で安全かつ快適な生活環境を維持しつつ今後も一人ひとりが環境に配慮した取組を積み重ねていくことで、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



(1) 大気環境の保全

ア 環境目標・指標

澄みわたった空、さわやかな大気環境を守ります

指 標	目標値	現状値
大気汚染に係る環境基準 (二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質)	達成	一部未達成
有害大気汚染物質に係る環境基準 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	達成	達成
ダイオキシン類に係る環境基準	達成	達成

イ 施策の方向

大気環境の現状把握に努め、汚染物質の固定発生源である工場・事業場対策の充実や移動発生源である自動車排出ガス対策の充実を図ります。

施策1 固定発生源対策の推進

- ① 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 大気汚染につながる焼却炉や発電設備などの自主的な管理の徹底を促進します。
- ③ 環境監視情報システムにより市内の大気環境を把握するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。
- ④ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。
- ⑤ 大気中のダイオキシン類、アスベストおよび有害大気汚染物質のモニタリングを行います。
- ⑥ 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑦ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。

施策2 移動発生源対策の推進

- ① 環境に配慮した運転（エコドライブ）、自転車の利用、自動車からバス・鉄道などの公共交通機関への利用転換などを促進します。
- ② 大気環境にやさしい次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など）の普及を促進します。【分野横断Ⅳ】
- ③ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。
- ④ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。【分野横断Ⅳ】

コラム 建築物のアスベスト対策をいまいしょう

アスベストは、天然の鉱物で、熱、摩擦等に強い性質があるので、これまで建築資材として様々な形で使われてきました。しかし、アスベストを吸い込むことにより、健康被害を引き起こすおそれがあるため、現在ではアスベストを使用することは禁止されています。

建築物のアスベスト対策については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき対応することが義務付けられています。

秋田市では解体等工事が適切に実施されるよう、立入検査、特定工事施工者に対する指導事項等について規定した秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱を制定し、平成29年1月1日から施行しています。

解体等工事を行う際には、この指導要綱に基づき、事前調査の結果の保存、作業基準の遵守、隣接関係住民への周知、特定粉じんの濃度の測定などの対応を行う必要があります。

(2) 水環境の保全

ア 環境目標・指標

清らかで豊かな水環境を守ります

指 標	目標値	現状値
人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム等27項目）	達成	達成
生活環境の保全に関する環境基準（pH等6項目）	達成	一部未達成
河川のBODに係る環境基準	達成	一部未達成
海のCODに係る環境基準	達成	達成
地下水に係る環境基準	達成	一部未達成
ダイオキシン類に係る環境基準	達成	達成
水質汚濁事故件数（平成27年度比）	50%削減 （平成39年度）	30件 （平成27年度）

※BOD…生物化学的酸素要求量、COD…化学的酸素要求量

イ 施策の方向

水環境については、環境基準を達成していない水域および地下水調査地点があることから、継続的な現状把握に努め、汚染物質の発生源となる工場・事業場対策および生活排水対策の充実を図ります。また、流域自治体や関係機関との連携を深め、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を進めます。

施策1 水質汚濁防止対策の推進

- ① 水環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 河川、海域（海水浴場を含みます。）、湖沼および地下水の調査を定期的実施し、水質の把握に努めます。
- ③ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。
- ④ ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。
- ⑤ 工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑥ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- ⑦ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。

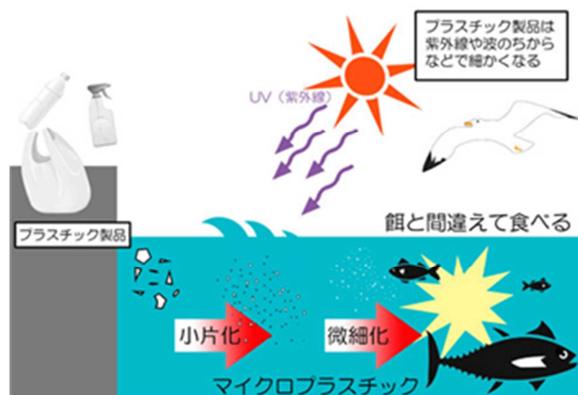
- ⑧ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促進します。
- ⑨ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促進します。
- ⑩ 油流出事故などに対し、迅速に対応できる体制を整備します。

コラム マイクロプラスチックによる海洋汚染

ペットボトルやレジ袋といったプラスチック製品等が海に流れると、紫外線や熱による劣化で次第に微細片化していきます。このような廃プラスチックや洗顔料・歯磨き粉などのスクラブ（研磨）材に使用されているマイクロビーズなどのうち、大きさが5mm以下のプラスチック片を「マイクロプラスチック」と呼びます。

マイクロプラスチックは表面に有害物質を吸着する性質があり、海洋生物に取り込まれて生態系に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

●マイクロプラスチックが海洋生物に取り込まれていく仕組み



施策2 生活排水対策の推進

- ① 地域の特性に応じた、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全およびより快適な生活環境の確保を図ります。
- ② 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。
- ③ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。

施策3 水資源の保全と有効利用

- ① 事業者および市民に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。
- ② 融雪に利用した地下水を、再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。
- ③ 国や秋田県などの関係機関や雄物川流域の自治体等と協力し、良好な水資源の確保を図ります。

(3) その他の生活環境の保全

ア 環境目標・指標

健やかでやすらぎのある生活環境を守り、安全に暮らせる環境づくりを進めます

指 標	目 標 値	現 状 値
騒音に係る環境基準（住宅地等の一般環境）	達成	達成
自動車騒音に係る要請限度	達成	達成
道路交通振動に係る要請限度	達成	達成
ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	達成	達成
悪臭に係る苦情件数（平成27年度比）	50%削減 （平成39年度）	14件 （平成27年度）

イ 施策の方向

騒音、振動および悪臭ならびにダイオキシン類等の有害化学物質等について、現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策および生活環境の保全対策の充実を図ります。

施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進

- ① 家庭生活に伴う騒音および悪臭を防止するための自主的な対策を促進します。
- ② 騒音、振動および悪臭の調査を定期的を実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ③ 騒音等の監視設備・機器の充実および調査データの解析の迅速化に努めます。
- ④ 騒音、振動、悪臭等の規制基準の遵守を徹底させ、また、これらの更なる低減に努めるよう啓発を行います。
- ⑤ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- ⑥ 騒音、振動、悪臭等の防止に関する啓発を行います。
- ⑦ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促進します。
- ⑧ 深夜営業の飲食店および店舗に対して、周辺的生活環境へ配慮するよう促します。

- ⑨ 農地、公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等における農薬の使用を抑制するとともに、使用に当たっては毒性の低いものを優先するよう促します。
- ⑩ 日照障害、電波障害、光害などを防止するための自主的な対策を促進します。
- ⑪ P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）の周知を図るとともに、使用している化学物質の適正な取扱いや自主的な管理を促進します。
- ⑫ ダイオキシン類および有害化学物質による汚染状況などについて調査を行います。

施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止

- ① 廃棄物処理施設、処理業者および排出事業者に対する監視や指導に努めます。
- ② 不法投棄および野外焼却の未然防止に努めます。



一般環境騒音調査の様子



道路騒音調査の様子

環境分野4 自然共生社会の構築

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。

目指す姿

- 桜舞う千秋公園をはじめとして、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川など、四季折々の美しい自然が継承されています。
- きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みによって、市民の暮らしや生活が支えられています。
- 自然とのふれあいを通じて、自然環境を保全することの大切さを学び、美しい風景、歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます。
- 生物の生息・生育空間が保全され、自然の生態系が維持・回復しています。

「自然共生社会」について

私たち人間は、自然の中に存在し、その自然から様々な恵みを享受しています。森は二酸化炭素を吸収し、酸素を作ります。自然は時として人間の生活を脅かす脅威となりますが、一方では災害から人間を守る役割を果たしています。また、食べ物やエネルギー、様々な製品の原料など、生活に欠かすことのできないもの全てが自然の恵みによってもたらされています。

このような自然と私たち人間が健全な関係を築いていくためには、自然環境の保全と環境資源の活用の両方の観点から、調和のとれた施策を実施していくことが必要です。

本市では、多様で貴重な自然を保全しつつ、自然とのふれあいの場を創り出し、また、環境への負荷を低減しつつ、自然資源の持続的な利活用を図るため、市民協働の下、ネットワークの形成に努めています。

先人から受け継いだ伝統と文化を守りながら、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくことで、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



(1) 自然環境の保全と活用

ア 環境目標・指標

多様な自然環境を保全し、適切な利活用を進めます

指標	目標値	現状値
市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面・河川・水路）の割合	83.6% (平成32年度)	82.7% (平成27年度)
市街化区域内における緑地面積	1,877ha (平成39年度)	1,852ha (平成27年度)

イ 施策の方向

自然が有する多面的機能を維持していくために、森林や農地、河川において、適切な維持管理を促進し、環境への負荷を抑制するとともに、自然資源の持続的な利活用を図っていきます。

施策1 豊かな緑の確保

- ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働の下、都市緑化の推進および緑化意識の向上に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ② 秋田市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備に努めます。
- ③ 市民のニーズなどを踏まえながら、既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ⑤ 学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ⑥ 緑地協定などにより、工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ⑦ 歴史のある樹木、貴重な樹木等を保存樹に指定し、その保全に努めます。

施策2 自然が有する多面的機能の有効活用

- ① 森林の適正な管理および活用に努め、水源涵養機能および防災など市民の生活環境を守る公益的機能の維持を図ります。
- ② 森林資源としての松林等を保全し、飛砂、風害等から市民生活を守るため、森林病虫害等の防除に努めます。
- ③ 森林のもつ健康増進効果および生きがいがづくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。【分野横断Ⅲ】

- ④ 小中学校の学校給食に、地場産農産物を使用するなど農産物の地産地消を推進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】
- ⑤ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。
- ⑥ 河川の改修に当たっては、治水・利水機能の向上に努めるとともに、水辺の生きものが生息可能な河川環境を保全します。
- ⑦ 市内の自然環境等を対象に、観光の一環として楽しみながら体験を通じた環境教育・環境学習にもつなげていく、グリーンツーリズムに係る活動を促進します。【分野横断Ⅲ】
- ⑧ 継続的な種苗放流の実施等によって、水産資源の維持・回復を図ります。【分野横断Ⅱ】
- ⑨ 河川や海などが持つ親水機能を高め、豊かな自然の中で水や緑、生きものとふれあうことができる、やすらぎに満ちた水辺空間を創出する市民団体や事業者等の活動を支援します。【分野横断Ⅲ】



ミズバショウ群生地（河辺岩見字鶴養）



伏伸の滝（河辺岩見字鶴養）



岨谷峽（河辺岩見字岨谷尻）

(2) 自然とのふれあいの促進

ア 環境目標・指標

先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます

指標	目標値	現状値
市が実施又は支援する自然環境体験活動等の延べ参加者数（年間）	1,000人 （平成39年度）	424人 （平成28年度）

イ 施策の方向

自然環境を背景とした歴史、文化財、街なみ等にも着目し、自然とのふれあいの場・機会を提供します。

施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保

- ① 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 農業体験学習の実施などを検討し、市民と土とのふれあいの機会を創出します。【分野横断Ⅲ】
- ③ ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生する上でのマナーの徹底を図ります。
- ④ 雪国ならではの体験学習を実施し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。



川に住む魚たちをとって調べてみよう！（自然環境体験活動促進事業）

施策2 都市景観の形成・保全

- ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。
- ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。

施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

- ① 千秋公園や高清水公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。【分野横断Ⅲ】
- ② 市民の郷土意識の醸成および文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。
- ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し、保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街なみの保全と整備に努めます。【分野横断Ⅲ】
- ④ 文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用を努めます。



千秋公園（湖月池）



高清水公園（築地塀）

(3) 生物多様性の保全

ア 環境目標・指標

**生物多様性に配慮した地域環境を保全するとともに、
自然と共生した社会を実現します**

指 標	目標値	現状値
生物多様性地域戦略の策定	策定 (～平成39年度)	未策定
ホテルマップ作成時のホテル生息状況調査の報告件数	1,500件	738件 (平成26年度)

イ 施策の方向

本市には様々な自然環境に野生生物が生息・生育し、豊かな生物相が育まれていることから、生物多様性の現況を把握するとともに、その大切さについての啓発を行います。

また、市民等との協働の下、森林や農地、河川、海などの多様な自然環境を保全していくことにより、生態系ネットワークの維持に努めます。

施策1 生物多様性の状況の把握

- ① 自然環境を保全する意識の普及啓発を図ります。
- ② 市域に分布する在来種など貴重な動植物の実態把握やその保護に努めます。
- ③ 良好な自然環境や景観等が残る地域は、必要に応じて秋田市自然環境保全条例による指定を行うなど、適切な保全を図ります。
- ④ 生物多様性の保全と持続的な利用に努めます。
- ⑤ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限にとどめます。
- ⑥ 豊かな生物多様性の象徴であるホテルの生息状況調査を市民参加で行い、生物多様性についての意識の醸成を図ります。【分野横断Ⅰ】

施策2 希少種の保全や外来生物等への対策

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ② 移入種の放逐の禁止等を規定した外来生物法の適正運用により、市民や事業者に対し、生態系の調和に影響を及ぼす外来生物などを持ち込まないよう啓発に努めます。
- ③ 野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などを防止するため、人と生きものとの共存のための方策を検討していきます。

コラム 身近な外来生物について考えてみよう

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によって他の地域から入ってきたものをいいます。

市内では、植物のニセアカシアやオオキンケイギク、魚類のオオクチバス（ブラックバス）、は虫類のミシシippアカミミガメ、さらにウシガエルやアメリカザリガニなどの外来生物が確認されています。

これらの外来生物の中には、もともといる生物を食べたり、農作物を食害したりするなど、生態系や農業に悪影響を与えているものもいます。

●オオキンケイギク●



① 外来生物をむやみに持ち込まない

海外からはもちろん国内の他地域から、悪影響を及ぼすかもしれない生物の安易な持ち込みはやめましょう。

② 飼っている外来生物を野外に捨てない

外来生物はもちろん普通に飼っているペットも野外に捨てたり、逃がしたりしないようにしましょう。

③ 野外に既にいる外来生物は他地域に拡げない

既に定着している外来生物を、他地域に持ち込むことはやめましょう。

環境分野5 協働による環境保全の取組

基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

事業者および市民による自発的かつ積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供および環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全および創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイルを変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

目指す姿

- 子どもから大人までのあらゆる世代で、秋田市の自然、歴史・文化等から環境の大切さを学ぶ環境教育・環境学習が行われています。
- 市、事業者、市民、民間団体等全ての主体がパートナーシップの下、それぞれの責務と役割を果たし、協働による環境保全活動の実践を通じて、環境保全に対する人々の意欲および地域への愛着が深まっています。
- 県都としての都市機能を有しながら、豊かな自然環境等に恵まれた特徴をいかした環境にやさしい心豊かな暮らし方に光をあて、新たな人の流れをつくり出すことで、魅力あるあきたになっています。

「協働による環境保全の取組」について

協働による環境保全の取組を進めていくためには、私たち一人ひとりの意識を変え、ライフスタイルを変革し、主体的に環境保全活動に取り組んでいけるよう、家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要です。そして、事業者、市民、市民団体等が、互いに連携し、環境保全活動に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要になってきます。

本市では、環境学習のサポートとして、自発的な環境学習を支援できるように、職員を講師として様々な場に派遣しています。小中学校だけではなく、地域の学習会や子ども会の催しも対象としており、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組が実施されていくよう、これからも総合的に推進していきます。

様々な主体が支え合いながら環境教育・環境学習や環境保全活動を行う協働の取組を進めていくことで、地域環境が整備され、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



(1) 環境教育・環境学習の推進

ア 環境目標・指標

環境教育・環境学習を通じて人材を育成するとともに、誰もが意欲的に環境の保全および創造に取り組んでいく仕組みづくりを進めます

指標	目標値	現状値
市が実施する環境学習講座の開催回数および参加者数（年間）	80回、2,800人 （平成39年度）	40回、1,683人 （平成28年度）

イ 施策の方向

子どもから大人までのあらゆる世代の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場・機会を通じて、総合的に推進します。

また、市民生活に密着した環境情報を提供するなど、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組がなされるよう、環境教育・環境学習を推進します。

施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実

- ① 市広報、テレビ、インターネットやSNSなどの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を行います。
- ② 市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
- ③ 小中学校や高等教育機関、関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。
- ④ 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図るとともに、環境教育・環境学習につなげる機会・プログラムの充実を図ります。



かんきょうについて考えよう
（環境学習サポート事業）

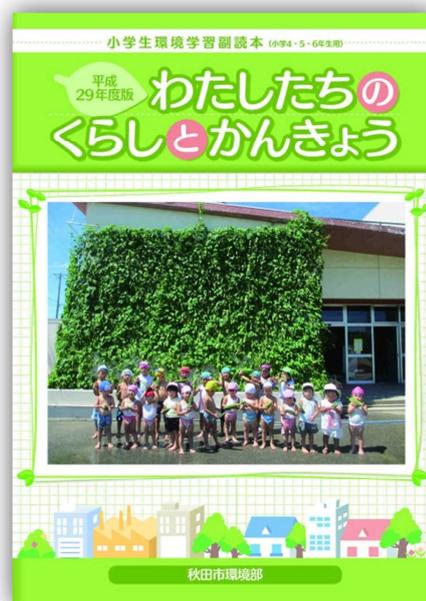
- ⑤ 環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
- ⑥ 子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンアップ活動など、地域の環境保全活動への参加する機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ⑦ 雪国ならではの体験学習などを開催し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。



冬の自然観察会（環境教室）

施策2 情報の収集と提供

- ① 市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報の提供を行います。
- ② 図書館など公共施設における環境に関する資料の整備を推進します。
- ③ 教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を行うとともに、インターネットの活用や印刷物などにより環境情報の提供に努めます。
- ④ 環境情報の全庁的活用や事業者および市民への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。



小学生環境学習副読本

(2) 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進

ア 環境目標・指標

市、事業者および市民による環境保全活動を支援・促進するとともに、協働により取り組む社会を実現します

指 標	目標値	現状値
自然環境保全市民活動計画の認定団体数	10団体 (平成39年度)	5団体 (平成28年度末)
全市一斉清掃の町内会の参加率	75% (平成39年度)	55% (平成29年度)

イ 施策の方向

事業者、市民、市民団体等による環境保全行動を支援・促進し、環境配慮型のライフスタイルの普及を図ります。また、市、事業者および市民の協働による取組を推進するための体制や仕組みを構築します。

施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進

- ① 事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。
- ② 事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。
- ③ 市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮を促進するよう取組みます。
- ④ 公共事業や各種開発事業、土地利用の変更などに際して、自然環境配慮指針等との整合性をチェックし、適切な助言・指導を行います。
- ⑤ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）および秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）に基づいて適切に対応します。
- ⑥ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づき周辺地域の生活環境の保全のための措置や、廃棄物の減量化およびリサイクルの推進など適切な対応を図ります。

施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進

- ① 町内会やNPOなどが行う環境保全活動への支援を行います。【分野横断Ⅰ】
- ② 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ③ 市民参加による身近な生きものの調査や、地域におけるリサイクル活動、クリーンアップ活動など、市民等との協働による環境保全活動の支援充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ④ 関係する地方公共団体、市民団体、企業等が連携し、協働して環境保全活動を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ⑤ 市、事業者および市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを推進します。【分野横断Ⅰ】



クリーンアップ活動

(日本女性会議 2016 おもてなしクリーンアップ)



秋田市地球温暖化防止活動推進センターの活動
(環境展)

(3) 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

ア 環境目標・指標

地域の資源を効果的に活用することで、環境と共生する心豊かな暮らし方を実現します

指 標	目標値	現状値
あきた次世代エネルギーパークの見学者数（年間）	1,400人 （平成39年度）	1,282人 （平成28年度）

イ 施策の方向

環境にやさしく心豊かに暮らすことのできる、環境共生型のライフスタイル・ワークスタイルを提案・発信します。

施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信

- ① 森林や農地、河川、海岸など市内の多様な自然環境を、貴重な資源として保全し、持続的な活用を図っていくために、地域の特性に応じた環境施策を推進します。
- ② 風力、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及や、自然を保全し、ふれあう仕組みづくりなどを通じて、環境と共生する心豊かな暮らし方を本市の魅力として広く内外に発信していきます。【分野横断Ⅲ・Ⅳ】
- ③ 市内の多様な再生可能エネルギー施設を「あきた次世代エネルギーパーク」としてPRし、見学してもらうことで環境意識の醸成を図り、住宅用太陽光発電設備やペレットストーブなどの普及拡大につなげます。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】
- ④ 豊かな自然の象徴であるホテルの保全活動を通じて、市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、人と豊かな自然が共生するふるさと秋田の魅力のPRに努めます。【分野横断Ⅲ】

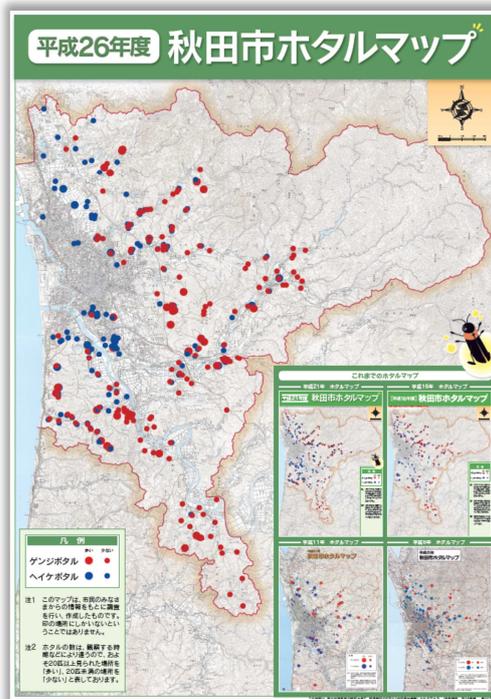
コラム ホタルマップでホタルをさがしてみよう

自然が豊かな秋田市では、多くの場所でホタルを見ることができます。

ホタルの観察を通して、身近な自然に関心を持ち、自然に親しむきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

秋田市では、平成6年度から5年ごとに、市民と協働してホタルの生息状況調査を行ってきました。その調査結果をもとに、市民が身近な自然に目を向け、環境問題により関心を持っていただくため、平成26年度版の秋田市ホタルマップを発行しています。是非、ご活用ください。

●秋田市ホタルマップ



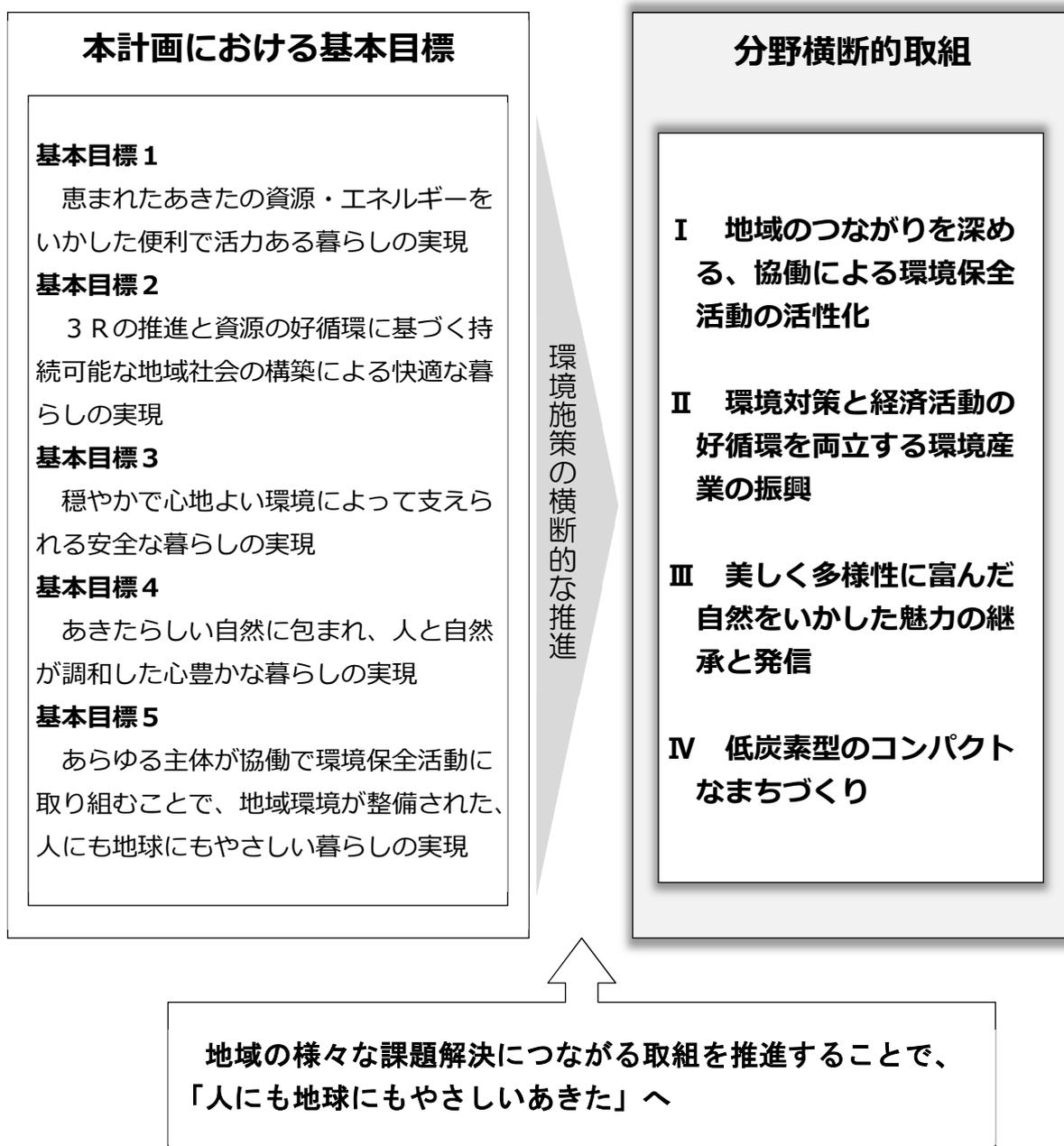
参考：秋田市ホームページ「平成26年度版秋田市ホタルマップ」

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/hotaru/26hotaru3.htm>

2 分野横断的取組

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であるとともに、その解決に必要な施策は多岐にわたります。環境の保全および創造に向けた取組を牽引していくため、各分野間の施策を横断的に推進することが有効です。これらの諸課題の解決につなげるため、環境の保全と創造に向けた4つの分野横断的取組を設定します。

(1) 4つの分野横断的取組（再掲）



分野横断的取組 I

地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化

本市では、人口減少・少子高齢化が進み、高齢になっても健康で自立した生活を送れるよう、生涯を通じ地域コミュニティの中で活躍できる機会を創出していくことが必要です。

市民の環境保全活動への高い参加意欲に根ざし、河川や海岸の清掃、森林整備などの地域の課題の解決に寄与する環境保全活動をより一層活発化させ、地域における住民同士のつながりを深めていきます。

地域での課題解決に向けた環境保全活動の活発化（環境分野2・4・5）

- 2Rや地域におけるリサイクル活動およびクリーンアップ活動の促進
- 緑化活動の促進
- 市民参加による身近な生きものの調査の実施
- 自然とのふれあいおよび体験活動の機会の充実

協働による環境保全活動を支える様々な支援（環境分野5）

- 市民団体等が行う環境保全活動への支援
- 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換の推進
- 協働して活動するためのネットワークづくりの推進



波及効果

- **地域コミュニティにおける生きがいづくり**
- **地域における住民同士のつながりの深化**

分野横断的取組Ⅱ

環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興

本市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少による中小企業や農家の後継者不足、需要低下による経済活動の縮小などが問題となっています。

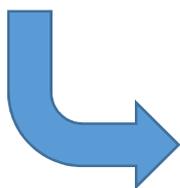
美しく多様性に富んだ秋田市の自然資源をいかした環境関連産業の振興を図っていくことにより、環境対策と経済活動の好循環による地域の活性化に結びつけていきます。

自然資源、自然エネルギーの利活用の促進（環境分野1・4）

- ・ 事業所等での省エネルギー診断および省エネルギー機器・設備（LED照明、高効率空調など）の普及
- ・ 住宅、事業所、遊休地等での再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス利用など）の導入促進
- ・ フードマイレージの低減の観点からの、地場産農産物・地域特産品の市内流通の促進（啓発活動）
- ・ 学校給食や飲食店等での地場産農産物・地域特産品の利用拡大による地産地消の推進

環境関連産業の育成支援（環境分野1・4）

- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（あきた次世代エネルギーパークを活用した啓発、情報発信）
- ・ バイオマスなどの環境関連技術の開発および環境関連産業の振興
- ・ 新たなライフスタイルを実践するモデル地域の設定（地域おこし協力隊員や地元住民および事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等）



波及効果

- 環境関連産業の振興
- 環境対策と経済活動の好循環による地域の活性化

分野横断的取組Ⅲ

美しく多様性に富んだ自然をいかした魅力の継承と発信

本市では、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職などによる県外への転出が進む一方、転入は県内市町村からに偏っており、転出超過の傾向が続いています。市外への人口流出を抑えるとともに、県外からの移住を促進することが必要です。

「都市の利便性と豊かな自然が調和した美しいまち」という本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験できる場・機会を増やしていくことにより、市外からの移住者や観光振興による交流人口の増加につなげていきます。

自然を体験・観光する機会の提供（環境分野1・4・5）

- ・ 体験学習や自然観察会、農業体験、環境保全活動などの機会の提供
- ・ グリーンツーリズムに係る活動（市内の自然を楽しむ体験・観光、地域の自然を活かした環境教育・環境学習）の促進
- ・ 自然環境と一体となった史跡や景観、自然に支えられた郷土の祭りや伝統行事などの伝承・保存

自然と調和する美しいまちの魅力のPR（環境分野1・4・5）

- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり
- ・ 地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外に発信
- ・ 森林の新たな活用のあり方の検討（森林のもつ健康増進効果および生きがいづくり又はやすらぎの場としての働きの活用）
- ・ 地場産農産物・地域特産品による地産地消の推進



波及効果

- **移住の促進**
- **観光振興**
- **交流人口の増加**

分野横断的取組Ⅳ

低炭素型のコンパクトなまちづくり

本市では、人口減少に伴い、エネルギー消費や温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など、環境への負荷が減少していくと予想されます。一方で、市街地の低密度化や公共交通の利用者の減少などが進行してしまうと、インフラの維持・更新などのコスト増大や公共サービスの低下も危惧されます。

自動車での移動による温室効果ガスの排出抑制につながる、エネルギー消費効率のよい低炭素型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進めていきます。

低炭素型の都市構造への転換促進（環境分野1・3）

- ・ 集約型都市構造の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導
- ・ 交通網の整備および道路交通の円滑化（道路整備などによる交通環境の改善）
- ・ 建築物の環境性能の向上（省エネルギー化および高断熱化）
- ・ 住宅、事業所、遊休地等での再生可能エネルギーの導入促進

低炭素社会の構築に向けた啓発と情報発信（環境分野1・3・5）

- ・ 家庭、事業所等での地球温暖化防止についての啓発および情報提供
- ・ 移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制、自転車利用、公共交通機関への利用転換、次世代自動車などについての啓発
- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（あきた次世代エネルギーパークを活用した啓発および情報発信）
- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり



波及効果

- 利便性が高く、快適なまちづくり
- 環境保全に対する市民の意識の醸成

第 6 章

環境配慮行動

第6章 環境配慮行動

本計画の望ましい環境像を達成するために、日々の暮らしや事業活動の中で、環境に配慮した自主的な取組も不可欠です。

このため、基本目標に沿って、市民の日常生活や事業者による事業活動の各場面で環境に配慮した行動が求められます。

●基本目標に沿った日常生活や事業活動の各場面での環境配慮

基本目標	市民の日常活動	事業者による事業活動
基本目標 1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現	ア 電気やガス、灯油などを使うとき イ 買物をするとき ウ 外出するとき エ 住宅の管理や新築・増改築をするとき	ア エネルギー・資源を使用するとき イ 移動・輸送するとき ウ 建物の管理や新築・増改築をするとき
基本目標 2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現	ア モノを使うとき イ 買物をするとき ウ ごみを出すとき エ 地域の活動に参加、協力するとき	ア 使うとき、購入・調達するとき イ 製品・サービスを提供するとき ウ 廃棄物を排出するとき エ 地域に貢献するために
基本目標 3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現	ア 大気環境を守るために イ 水環境を守るために ウ その他の生活環境を守るために	ア 大気環境を守るために イ 水環境を守るために ウ その他の生活環境を守るために
基本目標 4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現	ア 自然にふれあい、楽しむとき イ 自然環境に負担をかけないために ウ 住宅の管理や新築・増改築をするとき エ 地域の活動に参加、協力するとき	ア 事業活動の中で自然環境に配慮するために イ 建物の管理や新築・増改築をするとき ウ 地域に貢献するために
基本目標 5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現	ア 環境情報を取り入れ、活用するために イ 環境について学ぶために ウ 地域での環境教育・環境学習を広めるために	ア 環境管理を進めるために イ 社内の環境教育のために ウ 環境情報を活用、提供するために エ 地域に貢献するために

1 市民の環境配慮行動

(1) 基本目標 1

ア 電気やガス、灯油などを使うとき

- 日常生活における電気、ガス、灯油などのエネルギーの使用状況をチェックし、節約に努めましょう。
- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の節電に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を適正にし、クールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。
- 照明のこまめな消灯や照度管理などを行い、節電に努めましょう。
- テレビやパソコン、温水便座などは省エネモードを活用しましょう。
- 各家庭のエネルギー使用状態をチェックし、省資源や省エネルギーを実践しましょう。
- ライトダウンキャンペーンに協力しましょう。

イ 買物をするとき

- 家電製品を購入するときは、省エネ製品を選択しましょう。
- 照明を取り替えるときは、LED照明を選択しましょう。

ウ 外出するとき

- 徒歩又は自転車の利用、公共交通機関の利用など、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。
- ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。
- 次世代自動車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の選択・利用に努めましょう。

エ 住宅の管理や新築・増改築をするとき

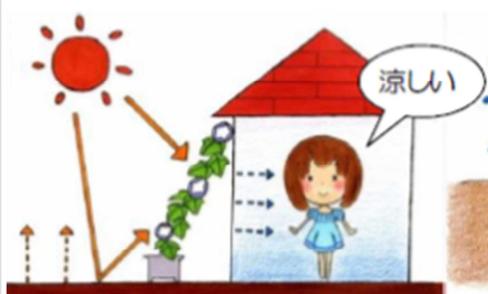
- 住宅を快適かつ最もエネルギー消費を効率的にコントロールする監視・制御システム（HEMS）を導入しましょう。
- 住宅の管理や新築・増改築を行う際は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ベランダや屋上・壁面の緑化に努めましょう。

コラム 緑のカーテンを始めてみませんか

「緑のカーテン」（グリーンカーテンともいいます。）は、二酸化炭素の削減や夏の節電対策として、ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を育てて室内に入る日光を遮断する取組です。

秋田市では、緑のカーテンの省エネルギー効果等を市民および市内事業者に広く情報発信し、一層の普及を図ることを目的として、毎年度「秋田市緑のカーテン写真コンテスト」を開催しています。

緑のカーテンを育てて、コンテストに応募してみませんか。



参考：秋田市ホームページ「あなたも始めてみませんか『緑のカーテン』」
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/ondanka/GreenCurtain/ryokka.htm>



平成28年度秋田市緑のカーテン写真コンテスト最優秀賞

(2) 基本目標2

ア モノを使うとき

- 再使用や再生利用に協力し、日常生活におけるごみの減量に努めましょう。
- 調理の際には、使い切る、食べ切る、ごみの水気を切るなどし、生ごみの減量と食品ロスの削減に努めましょう。
- ビン、缶、ペットボトル、古新聞、ダンボールなどのリサイクルに努めましょう。

イ 買物をするとき

- 計画的に、必要なものを必要な分だけ買うように努めましょう。
- リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。
- マイバッグやマイバスケット、ふろしきなどを買物に持ち歩き、レジ袋の使用を減らしましょう。

ウ ごみを出すとき

- ごみの分別方法、排出日など、ごみの出し方は決められたルールを守りましょう。
- 使用済小型家電の回収・リサイクルに協力しましょう。

エ 地域の活動に参加、協力するとき

- 不要になったものはフリーマーケットやオークションなどを活用し、再使用に努めましょう。
- 地域における集団回収などのリサイクル活動に参加、協力しましょう。
- 河川や海岸などのクリーンアップに参加するなど、まちの美化に努めましょう。
- ごみの不法投棄やポイ捨ては、絶対にしないようにしましょう。
- いただきものや買いすぎてしまったものなど、保管されたままになっている食料品はフードバンクに提供するなど、食品ロスとならないようにしましょう。

コラム 「もったいないアクション」で食品ロスを減らそう

期限切れや食べ残しなど、まだ食べられるにもかかわらず、廃棄されているものを食品ロスといいます。国内で発生している食品ロスは、年間約621万トンで、これは、世界全体の食料援助量（年間約320万トン）を大きく上回っています。

秋田市では、食べ物を大切に、残さずおいしく食べ切ることを啓発する取組「もったいないアクション」を進めています。この各種取組は、事業所の協力を得ながら行っています。特に宴会場や飲食店での食べ残しを減らすため、次のような取組にご協力いただいている事業所を、「もったいないアクション協力店」として市のホームページなどで紹介しています。

●もったいないアクション協力店の表示



① 「食う～べえタイム」のご提案

宴会では、盛り皿などの料理が残ってしまいがちです。そこで、宴会等の開会から約30分と閉会前の最後の約10分を「食う～べえタイム」として、自分の席で料理を楽しむ時間を設定し、出された料理を残さずおいしく食べ切るよう呼びかけを行っています。

② 食べきり啓発POP（立札）による啓発

市内のホテル・飲食店等の協力を得て、食事や宴会時のテーブル上などに、啓発のための立札を設置し、利用者に向けて「残さずおいしく食べ切る」ことを啓発しています。

●食べきり啓発POP



③ 食べきり啓発ポスターの掲示

市内の飲食店やスーパー等の事業所の協力を得て、ポスターを掲示しています。

(3) 基本目標3

ア 大気環境を守るために

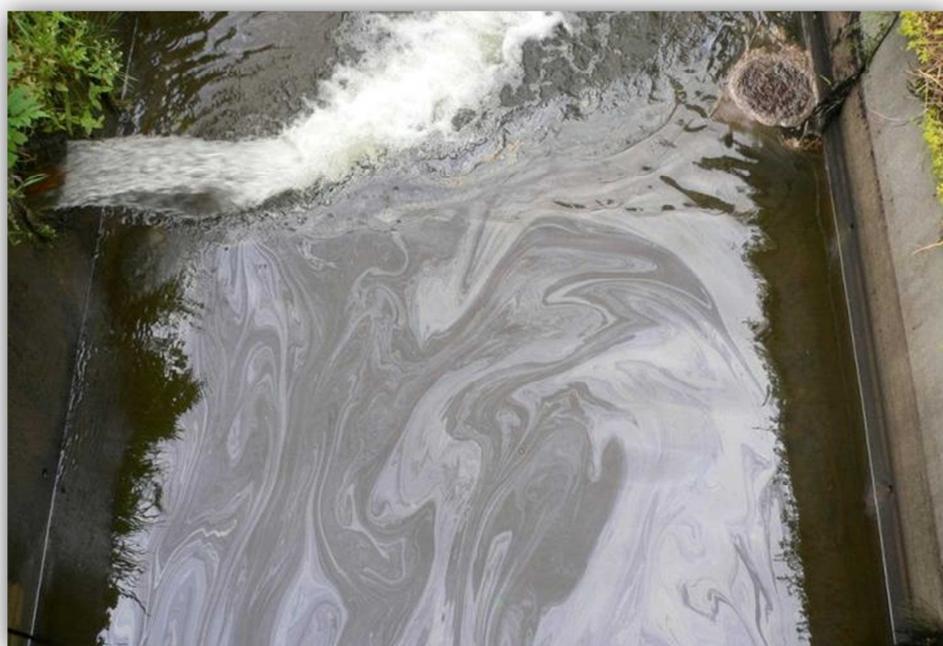
- 徒歩又は自転車の利用、公共交通機関の利用など、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。【再掲】
- ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。【再掲】
- 次世代自動車や燃費の良い車など環境への負荷の少ない車の選択・利用に努めましょう。【再掲】

イ 水環境を守るために

- 日常生活における水の有効利用と節水に努めましょう。
- 河川を汚濁しないよう、家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。
- 下水道への接続および浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう、ホームタンクなどの適正な管理に努めましょう。

ウ その他の生活環境を守るために

- 日常生活に伴う騒音や振動（自動車、音響機器など）の防止に努めましょう。
- 悪臭の発生防止に努めましょう。
- 殺虫剤や除草剤などの使用は、必要最小限に抑えましょう。



油が流出した水路

(4) 基本目標4

ア 自然にふれあい、楽しむとき

- 四季の自然の変化を楽しんだり、身近な動植物に目を向けてたりして、自然環境に親しみましょう。
- 健康づくりにも役立つウォーキングやサイクリングをしたり、山や海に出かけたりして、楽しみながら自然に親しみましょう。
- 体験学習会や自然観察会に参加してみましょう。
- 地場産の食材を活用し、地産地消および伝統的な食文化の継承に協力しましょう。

イ 自然環境に負担をかけないために

- ごみのポイ捨てをしないなど、自然環境を守るためのマナーを守りましょう。
- ペットは責任を持って飼育し、捨てないようにしましょう。
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物を入れない、捨てない、拡げないようにしましょう。

ウ 住宅の管理や新築・増改築をするとき

- 生け垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなど、緑化をしましょう。
- ベランダや屋上・壁面の緑化に努めましょう。【再掲】
- 住宅の管理や新築・増改築をするときには、近隣に配慮するとともに、良好な地域の景観づくりに努めましょう。

エ 地域の活動に参加、協力するとき

- 地域の緑化活動や里山保全活動、ビオトープづくりなどに参加・協力しましょう。
- 歴史的な街並みおよび建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化を学んでみましょう。
- 郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動に参加しましょう。

(5) 基本目標5

ア 環境情報を取り入れ、活用するために

- 環境に関するニュースや新聞記事、市が提供する情報などを集め、環境保全活動に活用しましょう。
- エコマークやグリーンマークなど、環境ラベルのある製品を優先して購入しましょう。

コラム 環境ラベルのついた製品を選びましょう

環境ラベルは、製品やサービスの環境情報を製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるものです。環境ラベルを参考に、環境にやさしい製品やサービスを選んでみましょう。

●主な環境ラベル

<p>エコマーク</p> 	<p>商品のライフサイクル全体を考慮して、環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークです。幅広い商品が対象となり、商品の分野ごとに認定基準が設定されています。</p>
<p>グリーンマーク</p>  <p>グリーンマーク</p>	<p>原料に古紙を規定の割合（40%）以上利用している製品に付けられるマークです。コピー用紙、学習帳、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなどに表示されています。</p>
<p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p>	<p>紙や紙製品に再生紙が利用された時に付けられるマークです。右の数字は古紙パルプ配合率を示します。再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められました。</p>
<p>植物油インキマーク</p> 	<p>再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、およびそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした環境にやさしいインキを使用していることを示すマークです。</p>

参考：環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

イ 環境について学ぶために

- 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話してみましょう。
- あきた次世代エネルギーパークや自然学習施設などに行き、楽しみながら環境について学びましょう。
- 環境学習会や環境保全活動に関する情報交換会などに参加しましょう。
- 環境カウンセラーや地球温暖化防止活動推進員などの講師を活用し、環境学習をしてみましょう。

ウ 地域での環境教育・環境学習を広めるために

- 市や市民団体などが行う環境保全活動、環境教育・環境学習活動に参加しましょう。
- 市民自らが市民参加の調査や環境保全活動に関する体験発表を企画するなど、楽しく学べる環境教育・環境学習の場・機会を増やす活動に協力しましょう。



大学病院前の水辺環境を守る会
(自然環境保全市民活動計画)



旭川の生きもの調査 (総合学習サポート)

2 事業者の環境配慮行動

(1) 基本目標 1

ア エネルギー・資源を使用するとき

- 事業活動における電気、ガス、灯油などのエネルギーの使用状況を記録・管理し、有効利用と節約に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を適正にし、クールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。
- 照明のこまめな消灯や照度管理などを行い、節電に努めましょう。
- 照明を取り替えるときは、LED照明を選択しましょう。
- 機器の適正な運転および更新による省エネに努めましょう。
- 省電力OA機器の採用や省エネモードの設定を行いましょう。
- 長寿命化、リサイクル、省エネなどを考慮した製品の開発および提供に努めましょう。
- 原料調達や製造、流通、販売、サービス提供など事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう。
- ライトダウンキャンペーンに協力しましょう。

コラム ライトダウンキャンペーンに参加しましょう

全国のライトアップ施設や事業者、公共施設、家庭の照明などに対し、夜間の消灯を呼びかける「ライトダウンキャンペーン」を平成15年から環境省が実施しています。日常生活の中で地球温暖化問題について考えるきっかけを提供することが目的です。

秋田市では、環境省の「ライトダウンキャンペーン」に賛同し、毎年6月から7月にかけてキャンペーンを実施するとともに、夏至の日とクールアース・デー（7月7日）を特別実施日として設定し、夜8時から10時までの2時間、ライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛けています。

参考：秋田市ホームページ「ライトダウンキャンペーン」

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/ondanka/lightdown/lightdown.htm>

●秋田市での取組の様子 (秋田ポートタワー・セリオン)



イ 移動・輸送するとき

- ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。
- 貨物列車など二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーの少ない物流への転換（モーダルシフト）に努めましょう。
- 次世代自動車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の選択・利用に努めましょう。

ウ 建物の管理や新築・増改築をするとき

- 適切な計量・計測機器の設置やBEMSなどの導入により、効率的な運用ができるようにしましょう。
- 省エネルギー診断やエネルギーの見える化サービスなどを利用し、省エネ対策に取り組みましょう。
- 建築物などの管理や新築・増改築を行う際は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- 敷地内および屋上・壁面の緑化に努めましょう。
- 業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器などの点検管理を行い、フロンガスの漏洩防止および適正な回収・処理に努めましょう。



緑のカーテンによる緑化

(2) 基本目標2

ア 使うとき、購入・調達するとき

- 事業活動における再使用および再生利用を推進し、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 食品ロスの削減に努めましょう。
- 材料や部品、オフィス用品などは、リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。

イ 製品・サービスを提供するとき

- 長寿命化、リサイクル、省エネなどを考慮した製品の開発および提供に努めましょう。【再掲】
- 商品の輸送・配送の際は、繰り返し使用できる梱包箱などの廃棄物を出さない容器を使用しましょう。

ウ 廃棄物を排出するとき

- 事業活動から出てくる廃棄物は、適正に分別排出しましょう。
- 廃棄物は、法令などを遵守し、排出者の責任において適正に処理しましょう。

エ 地域に貢献するために

- 河川や海岸などのクリーンアップ、まちの美化への参加、協力を努めましょう。
- 不法投棄は、絶対にしないようにしましょう。

(3) 基本目標3

ア 大気環境を守るために

- 大気汚染防止対策の充実に努めましょう。
- ふんわりアクセルやアイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。【再掲】
- 出張などでは、公共交通機関を活用しましょう。【再掲】
- 毎月第4金曜日の秋田市ノーマイカーデーに参加しましょう。
- 次世代自動車などによる輸送に努めるとともに、貨物列車など二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーの少ない物流への転換（モーダルシフト）に努めましょう。【再掲】
- 次世代自動車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の導入に努めましょう。【再掲】

イ 水環境を守るために

- 事業活動における水の有効利用と節水に努めましょう。
- 排水処理施設などの整備および適正管理に努めましょう。
- 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。

ウ その他の生活環境を守るために

- 事業活動に伴う騒音および振動の防止ならびに悪臭防止対策に努めましょう。
- 化学物質の適正な管理に努めましょう。
- 揮発性有機化合物や水銀などの有害化学物質の放出を抑制する対策を行いましょう。
- 建物の解体・改修に当たっては、アスベストの調査および飛散防止対策を行いましょう。
- 農薬や化学肥料の使用量を減らしましょう。
- 地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報の共有および相互の理解の促進に努めましょう。

(4) 基本目標 4

ア 事業活動の中で自然環境に配慮するために

- 事業活動に伴う自然環境への負荷の低減に努めましょう。
- 地場産の食材を活用し、地産地消および伝統的な食文化の継承に協力しましょう。
- 環境保全型農業の推進に努めましょう。
- 森林や農地の保全など、天然資源の持続的な利用に配慮しましょう。
- 産業振興のイベントに環境配慮を取り入れるよう努め、エコツーリズムなどを活用し、地域の活性化に協力しましょう。

イ 建物の管理や新築・増改築をするときに

- 建築物などの管理や新築・増改築をするときには、近隣に配慮するとともに、周囲に調和した建物の外観や植栽など良好な地域の景観づくりに努めましょう。
- 敷地内および屋上・壁面の緑化に努めましょう。【再掲】
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物を入れない、捨てない、拡げないようにしましょう。

ウ 地域に貢献するために

- 地域で行われている自然環境保全活動に協力しましょう。
- 地域の緑化活動や里山保全活動、ビオトープづくりなどへの参加・協力しましょう。
- 歴史的な街なみや建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動に協力しましょう。

(5) 基本目標5

ア 環境に配慮した事業活動を進めるために

- 環境保全のための担当部署を設置するなど、環境管理体制を整備しましょう。
- 環境配慮に関する方針や目標の設定、マニュアルなどを整備しましょう。
- 環境マネジメントシステムの導入に努めましょう。
- 環境ラベルのある製品を優先するなど、グリーン購入・グリーン調達に努めましょう。
- 事業の実施に対する環境への影響を予測・評価し、適切な対策を行いましょう。

イ 社内の環境教育のために

- 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- 環境保全についての専門的知識や資格を持った人材を育成したり、環境カウンセラー等の講師を活用したりしましょう。

ウ 環境情報を活用、提供するために

- 環境に関する法規制等の情報を入手し、対応しましょう。
- 地域での環境保全活動に関する情報交換の場に参加しましょう。
- 事業者自らが取り組んでいる環境保全活動の状況をホームページや環境報告書などで公表しましょう。

エ 地域に貢献するために

- 子どもたちの環境教育・環境学習を支援しましょう。
- 市や市民団体などが行う環境保全活動、環境教育・環境学習活動への参加・協力を努めましょう。

第7章

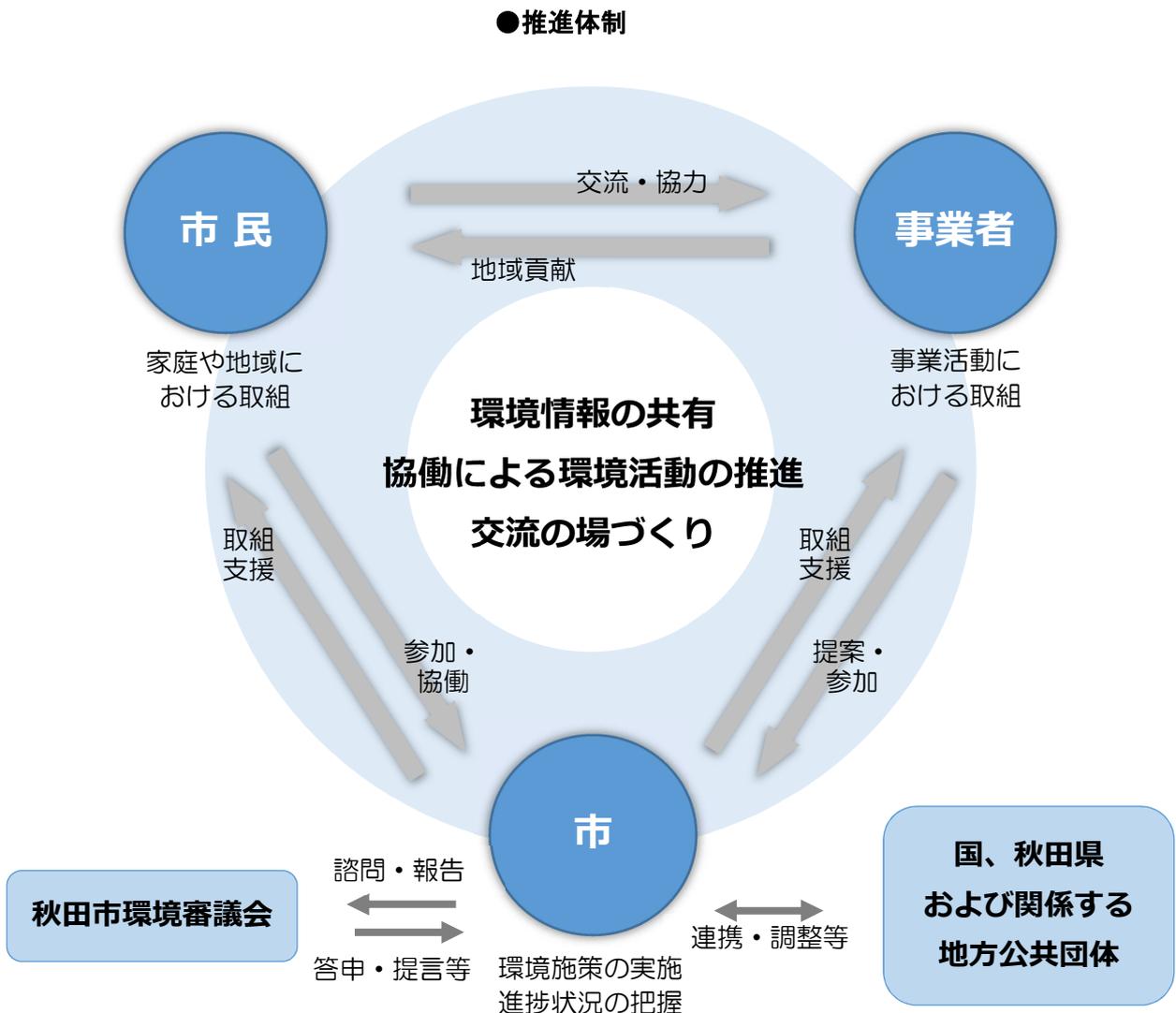
計画を推進するための仕組み

本計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、各環境目標・指標の達成状況や各施策の取組状況を定期的に把握した上で、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、環境マネジメントの考え方にに基づき、PDCAサイクルの一連の手続によって、本計画の進行管理を行っていきます。

1 推進体制

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進される仕組みが必要です。このため、環境基本条例や環境都市あきた宣言に基づき、市、事業者および市民が協働しながら、それぞれ役割を自主的に果たすよう推進体制の整備に努めます。



(1) 市の推進体制

市は、本計画の趣旨および施策の取組内容の周知啓発に努め、総合的かつ計画的に推進する環境施策を基軸として、庁内の各部局との連携を強固にし、望ましい環境像を念頭に置いた施策の展開を図っていきます。

(2) 秋田市環境審議会

環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者で構成される秋田市環境審議会を設置しています。市は、秋田市環境審議会に対し本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、意見および提言を受け、その反映に努めます。

(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備

ア 環境情報の共有

環境に関する各種情報の整備を図り、インターネット等を活用した迅速な情報提供等を行い、市民が気軽に活用できるよう努めます。

イ 協働による環境活動の推進

環境関連活動団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進し、環境に配慮したまちづくりのため、市、事業者および市民の協働による環境活動の推進に努めます。

ウ 交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携などを図るため、環境関連の活動をする個人や団体同士の交流の場づくりに努めます。

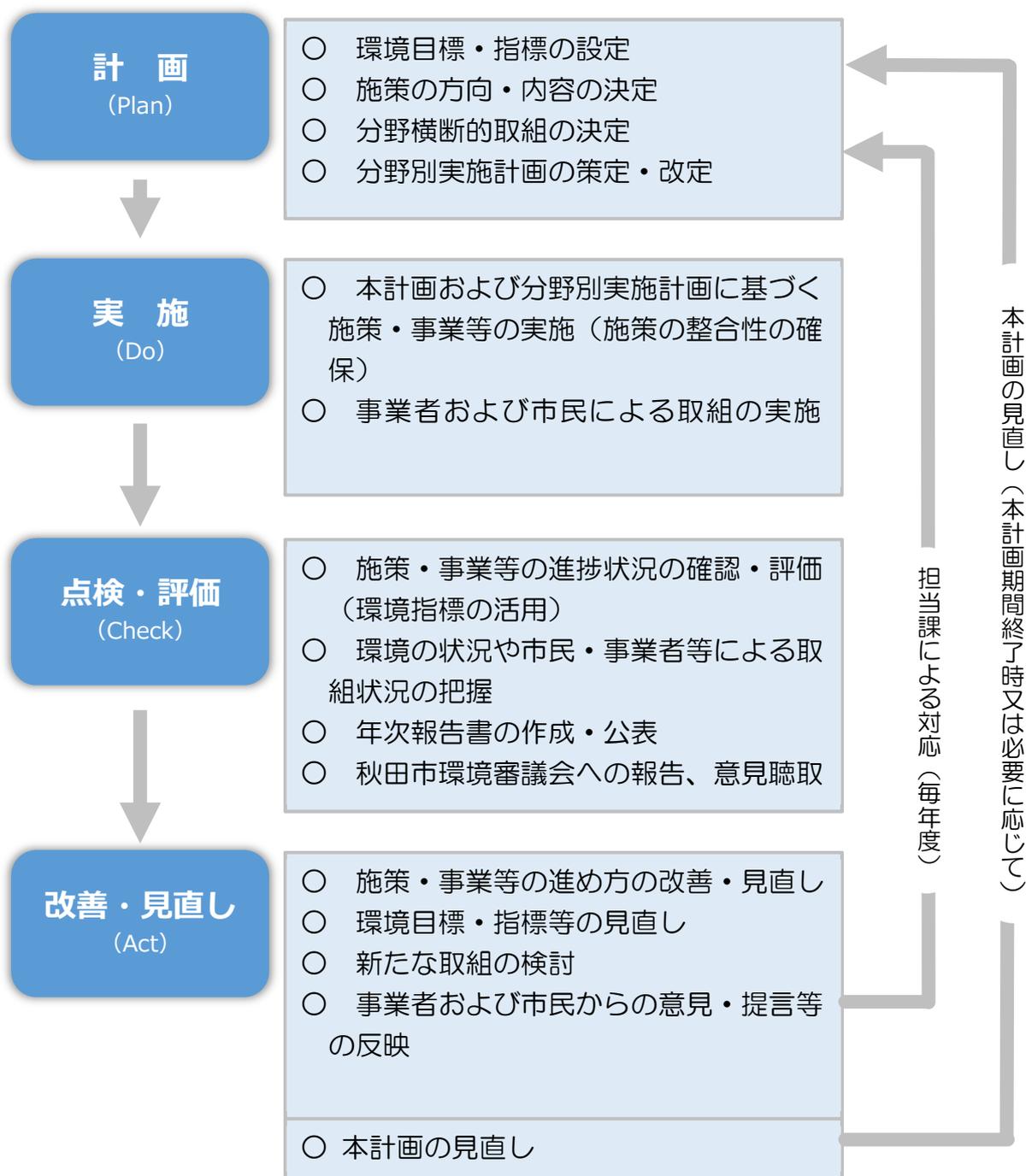
(4) 広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全のように市域を越えて対応する必要がある課題および災害廃棄物の処理をはじめとする広域的な対応が必要な課題に対しては、国、秋田県および関係する地方公共団体との連携を図り、相互に協力して広域的な視点から取組を推進します。

2 進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進していくために、環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

●計画の進行管理の流れ



(1) 施策の整合性の確保

施策の立案や推進に当たっては、本計画との整合性を図ります。

(2) 環境目標・指標の設定および活用

環境の状況や施策および事業の進捗状況を評価するため、環境目標・指標を設定し、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、環境目標・指標は、本計画の推進段階においても実態調査などを基に見直しするとともに、必要に応じて追加します。

(3) 年次報告書の作成・公表

本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本条例第10条の規定に基づき、本計画の施策・事業の進捗管理や目標達成状況などを取りまとめた年次報告書を作成し、公表しています。

(4) 改善・見直し

秋田市環境審議会をはじめ、事業者および市民からの意見を受け、本計画の効果的な推進に努め、内外の情勢を考慮しつつ、必要に応じて環境施策や本計画の改善・見直しを行います。

資料編

1 計画改定の体制

秋田市環境審議会は、秋田市環境基本条例第27条に基づき設置された、学識経験者や各界の代表者などから構成された本市における環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議するための市長の諮問機関です。

本計画の改定に当たっては、審議会から計画の基本的な考え方や内容について専門的かつ総合的な意見をいただき、反映させました。

●秋田市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職・所属機関	在任期間
委員	黒澤 薫	秋田市立港北小学校 校長	平成28年4月21日～
副会長	菅原 勝康	秋田大学大学院工学資源学研究科 教授	平成27年11月1日～
会長	菅原 拓男	秋田大学 名誉教授	平成27年11月1日～
委員	杉山 秀樹	特定非営利活動法人秋田水生生物保全協会 理事長	平成27年11月1日～
委員	高橋 敦子	暮らしを考える女性の会 会長	平成27年11月1日～
委員	高橋 大輔	公益社団法人秋田青年会議所 副理事長	平成27年11月1日～
委員	竹田 勝美	弁護士	平成27年11月1日～
委員	津村 守	特定非営利活動法人あきた環境カウンセラ ー協議会 理事長	平成27年11月1日～
委員	寺山 雅子	一般社団法人秋田県薬剤師会 副会長	平成27年11月1日～
委員	縄田 浩志	秋田大学国際資源学部 教授	平成27年11月1日～
委員	福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事・事務局長	平成27年11月1日～
委員	蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部 教授	平成27年11月1日～
委員	松岡 一志	一般社団法人秋田市医師会 会長	平成27年11月1日～
委員	村田 勝敬	秋田大学大学院医学系研究科 教授	平成27年11月1日～
委員	村中 孝司	ノースアジア大学経済学部 准教授	平成27年11月1日～

(50音順)

2 計画見直しの経過

●計画見直しの経過

平成27年	8月7日	第33回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の見直しについて
	9月25日～10月21日	環境に関する意識調査（市民・事業者・環境関連活動団体）実施
平成28年	2月17日	第35回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画改定に向けた取組について
	8月29日	第37回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の改定について（諮問）
	10月12、19、26日	秋田市環境基本計画改定ワークショップ実施
	11月24日	第38回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画本の改定について
平成29年	6月5日	第39回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画への改定について
	7月3日～7月28日	パブリックコメント実施
	8月22日	第40回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画への改定について

3 環境に関する意識調査

(1) 調査概要

本計画の見直しに当たり、市民・事業者・環境関連活動団体を対象とし、環境に関する意識や取組状況などをするため、意識調査を実施しました。

●環境に関するアンケートの実施概要

	市民	事業者	環境関連活動団体
調査対象	市内に居住する成人	市内で事業活動を行う事業者	市内で環境活動する団体・グループ
抽出法	住民基本台帳より無作為抽出	活動区分による抽出	秋田県認証NPO法人、秋田市環境活動推進協議会登録データより環境関連活動団体を抽出
調査方法	郵送	郵送	郵送
調査期間	平成27年9月25日～平成27年10月16日	平成27年9月25日～平成27年10月21日	平成27年9月25日～平成27年10月21日
配布数	1,000件	200件	69件
有効回答数	551件	130件	34件
回収率	55.1%	65.0%	49.3%

4 秋田市の環境ワークショップ

本計画の改定に当たり、次世代を担う方々のアイデアや意向を反映させるため、「秋田市の環境ワークショップ」を開催しました。

市内の学生により地域の環境問題や市の課題、目指すべき将来像等を話し合った結果、「環境をより良くするためのアクションモデル」が提案されました。

●秋田市の環境ワークショップ「秋田市の環境について考えよう！」 開催概要

開催日・回数	第1回：平成28年10月12日(水) 第2回：平成28年10月19日(水) 第3回：平成28年10月26日(水)
参加者	全11名 秋田大学 3名（国際資源学部） 秋田県立大学 4名 （生物資源科学部、生物資源科学研究科（大学院）） ノースアジア大学 4名（経済学部）
プログラム	第1回：秋田市の環境について、良いところ、改善するところを話し合おう 第2回：目指すべき環境の目標（理想像）を考えよう 第3回：環境をより良くするためのアクションをまとめよう



▲参加者同士で話し合いました

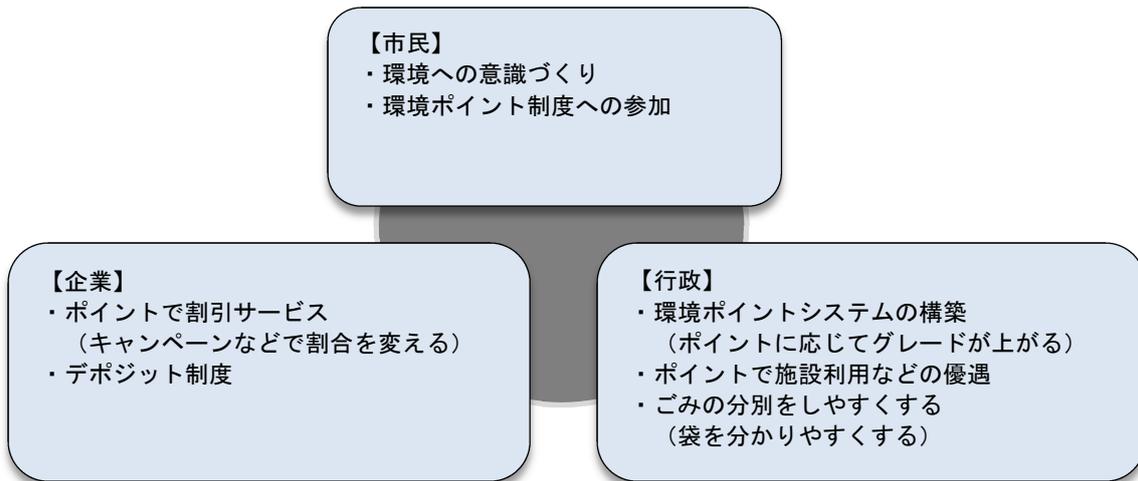
▼話し合った結果を発表し、みんなで成果を共有しました



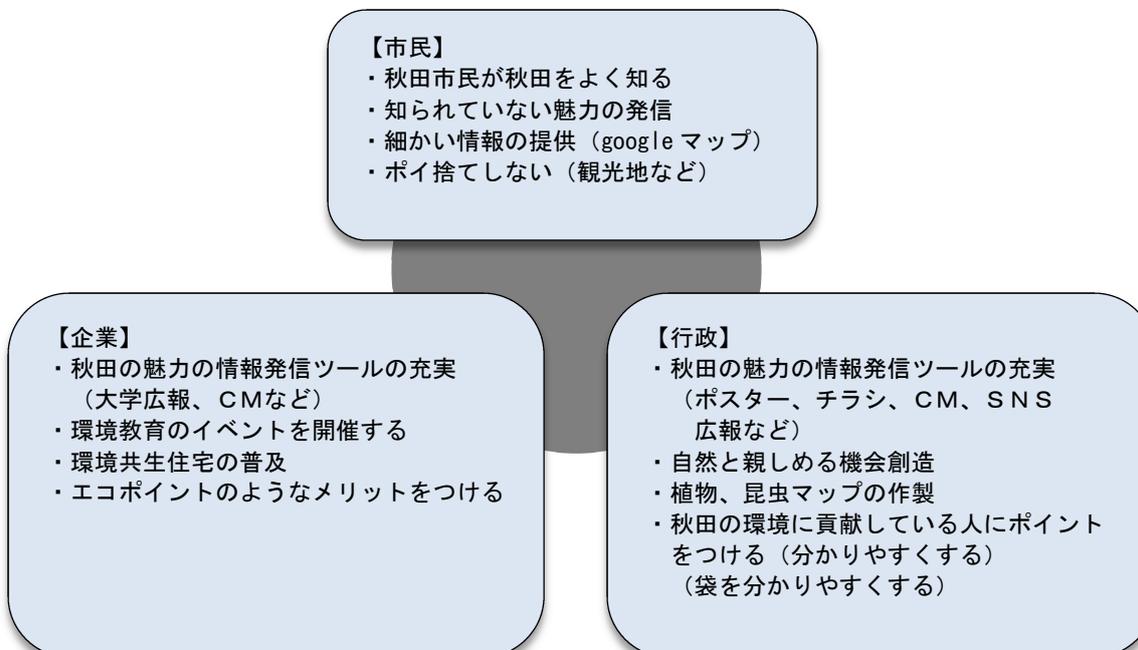
提案されたアクションモデルは、本計画の分野横断的取組（32ページ参照）を策定する際の参考としています。

●環境をより良くするためのアクション（モデル）

アクションモデル1：市民参加型制度の構築



アクションモデル2：人と自然との共生



アクションモデル3：マイカー抑制

【市民】

- ・ 徒歩や自転車、公共交通での移動
- ・ 意識改善・向上（排気ガスによる環境負荷を定量的に知る等）

【企業】

- ・ 公共交通による通勤者に対するインセンティブ（交通費増額等）
- ・ 公共交通における運行本数や路線の増設、他社との連携による乗り継ぎの高効率化

【行政】

- ・ 秋田市独自の自動車税（世帯台数による課税・エコカー減税）
- ・ デマンド交通の整備
- ・ 交通事業者への補助

アクションモデル4：自分の子どもにも受けてほしいと思える環境学習

【市民】

- ・ 環境学習に積極的に参加し、秋田市を知り、郷土愛を育む
- ・ 環境学習を受けた経験を、友人や家族等、縦横への波及

【企業】

- ・ 自然を活かしたイベントの実施（キャニオニング、地元材を使ったカヌー作り等）
- ・ 社内外での学習機会の創出（ワークショップ・講演会等）
- ・ 職場体験・見学等受入体制の充実（発電所、林家、農家、造園等）

【行政】

- ・ 学習プログラムの提案、推奨、義務化、PR等
- ・ 企業や教育機関への補助
- ・ 市街地の緑化

アクションモデル5：豊かな自然を活用する

【市民】

- ・ ボランティア活動参加（クリーンアップ、植樹等）

（観光客）

- ・ 観光客にも自然資源の維持・保全に参画してもらう

【企業】

- ・ ツアー商品に盛り込む等観光資源としてのPR
- ・ 自然資源エリアへの施設・サービスの展開（景観阻害への配慮が前提）
- ・ お土産等製品製造による地元材の利用促進

【行政】

- ・ 自然資源エリアのインフラ整備（登山道、歩道、トイレ等）
- ・ 中心市街地からのアクセス利便向上
- ・ 地元材利用促進に対する補助

5 秋田市環境基本条例

平成11年3月19日

秋田市条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条—第10条）

第3節 基本施策（第11条—第25条）

第4節 地球環境保全（第26条）

第3章 秋田市環境審議会（第27条—第31条）

附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

資料編

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制的措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第14条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史的および文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

資料編

第18条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第19条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第20条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第26条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第3章 秋田市環境審議会

(設置および所掌事務)

第27条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- (組織および委員の任期)

第28条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- (会長および副会長)

第29条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (専門委員)

第30条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。
- (委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

6 環境都市あきた宣言

環境都市あきた宣言

—秋田から より良い環境を 地球へ 未来へ—

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

わたしたちは、恵まれた自然の中で産業をはぐくみ、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら郷土を愛してくらしてきました。

しかし、今、わたしたちを取り巻く環境は確実に変わってきています。便利で豊かなくらしはその一方で、地域にとどまらず、地球全体の環境にも影響をおよぼし、ひとを含む多くの生き物の生存をもおびやかしかねない様々な問題を引き起こしています。

わたしたちは、これらの問題を解決していく強い意志をもち、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代に伝え、「人にも地球にもやさしいあきた」をつくることをここに宣言します。

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

平成16年7月19日

秋 田 市

7 用語解説

【ア】

アイドリングストップ

駐停車中など自動車が走っていない時にエンジンをかけっ放しにすること（アイドリング）をやめること。アイドリングストップにより、車の燃料の節約や排気ガスを減らすことができる。

アスベスト

石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物で、建材などで使われたが、吸い込むと肺がんや中皮種などの健康被害を引き起こすおそれがある。

【ウ】

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを表現した、秋冬のビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどが工夫例で、暖房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるためのものである。

家庭における取組も含む広義で使われることもある。

【エ】

エコドライブ

環境への負荷の低減に配慮した自動車の使用のこと。例えば、緩やかな発進、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、駐停車時のエンジンのかけっ放しをやめるなどのこと。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコマーク

製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少ない、使用することによる環境改善効果が大きいなど、環境保全に効果があると認められ

資料編

た商品に対して付けるマークのこと。環境省の指導のもとに公益財団法人日本環境協会が審査・認定を行ったマークの付いた商品をエコマーク商品という。

SNS (Social Networking Serviceの略称。エス・エヌ・エス)

ソーシャルネットワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

NPO (Nonprofit Organizationの略称。エヌ・ピー・オー)

民間非営利組織と訳される。一般的には、非営利で不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになる活動（社会貢献活動）を行う民間の組織である。特に環境問題を対象とするものを環境NPOと呼ぶ。

LED (Light Emitting Diodeの略称。エル・イー・ディー)

「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。従来の電球や蛍光灯に比べ「長寿命」「小型・軽量」「優れた点滅性能」「可視光以外の放射がほとんどない」「ガラス管を使用しないため、衝撃に強い」「環境に有害な物質を含まない」などの特徴があり、省エネ用照明光源として期待されている。

【オ】

温室効果ガス

地球の表面から放射される赤外線を吸収し、熱が地球外へと出ていくのを防ぐ性質のある大気中の気体。ガスがないと-18℃になってしまう地球の平均気温は、この働きにより、約15℃に保たれている。最近、人類の活動により、大気中の温室効果ガスの増加に伴って平均気温が上昇する地球温暖化が危惧されている。京都議定書の第一約束期間（平成20年から平成24年度）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（代替フロン的一种）、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質を温室効果ガスとしていた。平成25年からの京都議定書の第二約束期間からは、三ふっ化硫黄を加えた7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【カ】

化石燃料

石炭、石油、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称をいう。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてできたといわれている。石油については、現在の消費ペースでいけば数十年で枯渇すると予測されている。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知見や経験に基づき市民や事業者等の環境保全活動に対する助言等（環境カウンセリング）を行うことのできる人材。

環境監視情報システム

ある地点の測定値を遠隔地点に設置した受信器に送って記録する計器。

環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条により定められた「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策を進める際の目標であり、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。

環境基本法

平成5年法律第91号。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」を目的としている。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

環境報告書

事業者が経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画・環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ一般に公表するもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。環境マネジメントシステムでは、計画（P l a n）、実施（D o）、点検・評価（C h e c k）、改善・見直し（A c t）

資料編

という取組を繰り返すP D C Aサイクルにより、継続的に改善していくことが特徴である。

なお、環境マネジメントシステムの国際規格としては、I S O14001がある。

環境ラベル

消費者が環境にやさしい商品や企業を選択するために、目安となるマーク。製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、代表的なものとして、エコマークやグリーンマークがある。環境ラベルのついた製品が普及することにより環境への負荷を減らす効果が望める。

【キ】

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（U N E P）と国際連合の専門機関である世界気象機関（W M O）によって昭和63年（1988年）に設立された。数年おきに、気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表している。

揮発性有機化合物（V O C）

トルエン等の揮発性（蒸発し、気体となって分散しやすい性質）を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれる。

共生

生物学的には、複数種の生物が相互関係を持ちながら同所的に生活する現象をいう。例えば、「人と自然との共生」という表現で使われており、自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復することを意味する。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。特に、共通の社会的目的を持つ者同士が、対等の立場で、お互いの能力を活用して目的達成のために協力して活動することをいう。

【ク】

クリーンディーゼル車

粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NO_x）の排出量が少ないディーゼル車。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーン調達

事業者が製品の原材料・部品や資材、サービスなどを供給者から調達する際に、環境への負荷の少ないものを優先的に購入することをいう。グリーン購入と同義に使われることもあるが主として民間企業の調達基準の中に加味されて使われることが多い。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが昭和56年に制定したマーク。古紙の再生利用製品につけられている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。冷房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるもの。

家庭における取組を含む広義で使われることもある。

【コ】

公益的機能

人間の生活に恩恵をもたらす様々な働きのこと。例えば、森林では、木材等林産物の生産、土砂災害を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、固定などの機能を公益的機能と呼ぶ。

公害防止協定

地方公共団体等と個別企業が公害防止の観点から、法律や条例による規制等を補完するものとして締結した協定。

光化学オキシダント（ O_x ）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線の作用によって光化学変化を起こし、生成したオゾンを主成分とする強酸化物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

【サ】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は有限でいずれ枯渇するのに対して、再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。太陽光や風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどがある。

里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、人の営みと自然が共存し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林や田んぼといった、身近な日本の原風景ともいえる地域である。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

【シ】

次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質や、温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などがある。従来から、低公害車やエコカーなどの名称で知られている。

自然エネルギー

一般に、太陽光や風力、水力、地熱、太陽熱、波力など、自然の力を利用したエネルギーをいう。

→用語解説「再生可能エネルギー」参照のこと。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。また、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を「持続可能な社会」ということがある。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

硝酸性窒素（ NO_3 ）

水が有機性窒素で汚染された場合、好气的条件であれば、最終的には硝酸となって安定する。したがって、アンモニア、亜硝酸および硝酸の量を測定すれば、有機性窒素の自然浄化の進行状況を知ることができる。硝酸性窒素が水中に多量に含まれる場合、生活排水やし尿の汚染、田畑の窒素肥料の影響などが考えられる。

浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する合併処理浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽は、給排水を未処理で放流するなど汚濁負荷が大きいことから、浄化槽法（昭和58年法律43号）の改正により、平成13年から新設が禁止されている。

【ス】

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

平成27年法律第42号。

水銀の掘採、水銀使用製品の製造、製造工程における水銀等の使用などを禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理などについて規定している。

平成25年10月に熊本市および水俣市において「水俣条約に関する外交会議」が開催され、水銀に関する水俣条約が採択された。この条約では水銀の輸出入、製品への使用、環境への排出・放出、廃棄などのライフサイクル全体を管理する包括的な

資料編

水銀対策を求めている。水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するために、同法が整備された。

水源涵養機能

森林が保有している、降水が一気に河川に流出し急激に増水することを抑制したり、降水を多く貯えてゆっくり時間をかけて流し出したりする機能をいう。杉や松などの針葉樹林よりも、ナラやクヌギなどの広葉樹林のほうが高いといわれている。

3R（スリー・アール）

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、原則、①リデュース、②リユース、③リサイクルとしている。リサイクルという言葉は、リユース（再使用）を含む広義で使われることもある。

【セ】

生産年齢人口

経済学用語の一つで、国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことをいう。15～64歳人口。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしている。

平成5年12月に発効した生物多様性条約では、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法（平成26年法律第58号）に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。

絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律

平成4年法律第75号。

略称：種の保存法。指定種の捕獲や流通の禁止、種の生息地内の開発や樹木の伐採の制限、生物の保護増殖を内容とする。

【タ】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

大規模小売店舗立地法

平成10年法律第91号。

大規模小売店舗（建物内の店舗面積1,000㎡を越えるもの）を新設するとき、又は開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによって起こる交通や騒音等の影響を緩和し、周辺的生活環境との調和を図ることを目的に、地域住民や市の意見を聴きながら大規模小売店舗の設置者（建物の所有者）に一定の配慮を求めていく手続を規定している。

（自然の）多面的機能

例えば、森林や農地は、木材や農産物を生産・供給する機能に加え、洪水や渇水の緩和、土砂災害の防止、野生生物の生息・生育空間の提供、景観の形成、気候の緩和、二酸化炭素の吸収・固定、文化の伝承、教育の場など、様々な公益的な機能を有している。

このような自然の多面的機能に目を向けることは、地域環境や地球環境の保全、豊かな生活の確保に取り組むに当たり重要である。

ダンボールコンポスト

家庭から出る生ごみを基材（ピートモス、もみ殻くん炭など）とともにダンボール箱に入れることで、好気性の微生物により分解し、減量・堆肥化を行うもの。

【チ】

地球温暖化

資料編

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。平成26年11月に発行されたIPCC第5次評価報告書統合報告書によると、地球全体の平均気温は、21世紀末までに最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇することが予測され、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼしたりすることが懸念されている。

地産地消

地元生産、地元消費の略語。地域で生産された農産物を、その生産された地域内で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。

地中熱

地表から深さ200m程度までの浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。地下深くのマグマの熱に由来する地熱とは異なる。昼夜間又は季節間の温度変化が小さいという熱的特性（地下10m以深では年平均にほぼ等しくなっている）を活用して、冷暖房や給湯、寒冷地での融雪などに利用される。

中核市

中核市は、都市の規模に応じて市に都道府県の事務権限の一部を移譲する制度での区分の一つ。都道府県が行っている事務のうち、市民生活に密接な関連のある事務を、都道府県から中核市に移譲される。中核市の指定要件は、人口20万以上。中核市に移行することで、一貫した体制のもとで総合的にきめ細かなサービスを提供することが可能になる、市民ニーズを今まで以上に反映することが可能になるなどのメリットがある。

【テ】

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

適応策

既に起こりつつある、あるいは今後起こり得る地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整する対策のこと。例えば、治水対策や熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策や栽培種の変更、生態系の保全などがある。

【ト】**特定外来生物**

海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの。

特定外来生物として、哺乳類や鳥類、魚類、は虫類、両生類、昆虫類、植物など132種が指定されている（平成29年3月現在）。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で毒性があり水に溶けにくい。ドライクリーニングのシミ抜きや、金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤として優れている反面、地下水汚染の原因となっている。同様の物質としてテトラクロロエチレンがある。

【ネ】**燃料電池自動車（FCV）**

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

【ノ】**農業集落排水施設**

公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、主に集落を単位として設置される生活排水処理施設のこと。

ノーマイカーデー

一定の月日・曜日等を「ノーマイカーデー」と定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけることによって、渋滞緩和、大気汚染抑制、温室効果ガスの排出削減といった都市環境の改善を図る取組のこと。

秋田市では、毎月第4金曜日を「秋田市ノーマイカーデー（エコ交通の日）」とし、事業者や市民に参加を呼びかけている。

【ハ】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石油などの化石資源を除いたもの。家畜排せつ物や食品廃棄物、稲わら・麦わら、林地残材（間伐材・被害木）、サトウキビやトウモロコシ、ナタネといった資源作物などがある。

バイオマスを燃焼することなどにより放出される二酸化炭素は、生物の生長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマスで代替することにより、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素の排出量削減に大きく貢献すると期待されている。

ハイブリッド自動車

複数の動力源を用いて走行する自動車。動力源を巧みに使い分けることで、排出ガスや燃料消費を抑制することが可能である。代表的なハイブリッドシステムに、エンジンと電気モーターを組合せたものがある。

パートナーシップ

協力関係、共同、提携などと訳される。環境関係では、複数の民間団体が主体となって、事業者や行政と密接な連携を図りながら、相互の役割分担のもと、協働して環境を改善・創造していくことをいう。

パリ協定

平成27年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定および各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

【ヒ】

PRTR制度（化学物質排出移動届出制度）

有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかなどのデータを把握・集計し、公表する仕組みをいう。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）では、事業者に対し、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、国（事業所管大臣）に届出することを規定している。

BOD（Biochemical Oxygen Demandの略称。ビー・オー・ディー）

生物化学的酸素要求量。水の汚濁の度合を表す。主に河川の汚濁状況を見る指標で、水中の微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素の量のこと。単位は mg/ℓ で、値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

ビオトープ

ビオトープとは、植物、昆虫類、両生類、は虫類、鳥類、哺乳類などの野生生物が生息・生育する空間を類型化した概念のことで、池沼、湿地、雑木林などがある。

野生生物は、一般に、種によって生息・生育に必要なビオトープのタイプや規模が異なる。様々な種類の生物が生息・生育できるようにするためには、それぞれの地域で多種多様なビオトープが存在し、それらがネットワーク化されていることが必要である。

光害（ひかりがい）

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加、照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生したりすること。

PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用された。有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止され、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものは、PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければならない。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル： μm = 100万分の1 m）の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

PDCAサイクル

→用語解説「環境マネジメントシステム」参照のこと。

【フ】

フードバンク

賞味期限内でまだ食べられるのに印字ミスや箱の破損などで販売できない食品を企業から寄贈していただいたり、また生産者や市民から提供していただいた食料を生活困窮者や児童・障がい者施設などに無償で提供する活動や、それを行う団体のこと。

フードマイレージ

食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標。1990年代から英国で行われている「フードマイルズ（Food Miles）運動」を基にした概念であり、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろう」という仮説を前提として考え出されたもの。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が10 μm 以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、肺や気管などに沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼす。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）

家庭用電源からも充電することができるハイブリッドカーのこと。通常のハイブリッドカーよりも大容量のバッテリーを搭載し、電気モーターだけで走れる距離を大幅に増やしたもので、日常的に短距離を走行する場合はEV（電気自動車）として走行でき、バッテリーが切れても普通のハイブリッドカーとして走行できる。

フロン類、フロンガス

炭化水素の水素原子が、いくつか塩素原子とフッ素原子で置き換わった化合物の総称。熱に強く、冷媒や溶剤として優れた性能を持つため、クーラーや各種スプレー、半導体製品の洗浄剤として広く利用されてきた。しかし、成層圏に達してオゾン層を破壊することから、地表に到達する紫外線を増加させ、人間や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。特にオゾン層を破壊する作用の強い5種類の特定フロンは、オゾン層保護条約議定書で指定され、平成7年までに全廃されている。

【へ】

平年値

気象庁における観測値の平均値で、過去30年間のデータを平均して求めた値。10年ごとに計算し、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までは昭和56年（1981年）から平成22年（2010年）までの平年値が用いられる。

HEMS（Home Energy Management Systemの略称。ヘムス）

家庭のエネルギー管理システム。家庭の電力制御や家電製品等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム。

BEMS（Building Energy Management Systemの略称。ベムス）

ビルのエネルギー管理システム。ビル内で使用する電力等を計測し、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム。

ベンゼン

水に溶けにくいですが、有機溶剤とは混合しよく溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

【ホ】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成13年法律第65号。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制を構築し、確実かつ適正な処理を推進するために、同法が定められた。PCB廃棄物保管事業者やPCB製造者、国および地方公共団体の責務のほか、処分の期限や、保管状況等の公表などを規定している。

【マ】

マイバッグ

使用後ごみになりやすいレジ袋を減量する観点から消費者が携行する買い物袋のこと。マイバスケットやふろしきを持ち歩く人もいる。

【ミ】

水循環

水は、大地への降水が土壌に保水され、河川や地下水などと形を変えながら流下し、湖沼や海域に注ぐ過程で大気中に蒸発して再び降水となる。このように水は地球上を絶えず循環している。

【モ】

木質バイオマス

森林・樹木に由来する木質生物資源のこと。主に樹木の間伐や主伐により伐採された木材や林地残材、製材工場などで発生する樹皮やおが粉などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

→用語解説「バイオマス」参照のこと。

木質ペレット

林地残材や製材工場などで発生するおが粉やかんな屑などの副産物を圧縮成型した小粒の木質固形燃料のこと。

モニタリング

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を継続的に調査すること。

モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換すること。二酸化炭素排出量の抑制やエネルギー消費効率の向上など環境の保全に有力な手段であるほか、道路混雑問題の解消と交通事故の防止効果もある。

【ユ】

有害化学物質

流通している化学物質の中には、人間の健康や生態系に悪影響を及ぼすものがあり、総称して有害化学物質という。化学物質の種類は非常に多く、増加し続けているが、その種類、使用量そして環境への影響等が十分に把握されていないものも多い。

有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用された。しかし、その化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、各種法律により製造や排出が規制されている。ポリ塩化ビフェニル（PCB）やトリクロロエチレンなどもこれにあたる。

【ラ】

ライフスタイル

生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。

【リ】

リサイクルプラザ

資源ごみを選別・破碎・圧縮・保管する機能を持つ施設で、特に日処理量が5 t以上で展示室や研修室等、住民を啓発する機能を持ち合わせる施設のこと。

リサイクル率

リサイクルされる割合を示すもので、資源化された総量を全排出量（集団回収も含む。）で除した値。

リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再使用されるビンのこと。

【レ】**レアメタル**

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるもの。現在、31種類の非鉄金属がレアメタルとされている。

【ワ】**ワークスタイル**

どのように仕事をするかという方法・流儀。